

みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画

いのち支える自殺対策計画

(計画期間：令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

長 井 市

社会福祉法人長井市社会福祉協議会

はじめに

本市では平成26年度から10年間のまちづくりの指針となる長井市第五次総合計画を策定し、まちづくりを進めています。加速的に進む人口減少は市の存続に関わる最重要課題であり、人口減少の歯止めには「子育て世代」が市に定着することが必要との観点から、重点戦略に取り組んでいます。



働きながら安心して子育てできる環境の整備と、充実した子育てや教育の環境を整え、「子どもを育てるなら長井市」の実現を目指します。また、平均寿命が延びることに伴い、高齢者が介護を必要とせずに元気で生活するために、健康意識の向上や適切な生活習慣により、健康寿命を延ばす取組も重要になってきています。

かつて私達の生活の様々な場面には支え合いの機能が存在しました。少子高齢化が進行し地域や家庭の中の支え合いの基盤も弱まっていると懸念されています。本市は、高齢者も障がいのある人も、子育て世代も困難を抱えた人も、そうでない人も、誰もが役割を持ち、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」を目指します。

また、毎年多くのかげがえのない「いのち」が自殺によって失われていますが、その多くが、健康や家族、経済や生活の問題など様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による、追い込まれた末の死と言われています。自殺を個人の問題としてだけでなく、社会全体の問題として捉え、地域の人と人との関わりの中での気づきや相談機関へのつなぎ等の支援体制の構築が求められています。

こうしたことから、本市では国の自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策を効果的に進めるため、「いのち支える自殺対策計画」を策定します。「生きることの包括的な支援」として、地域での日々の暮らしの中で「孤立しない、孤立させない」関わりや居場所を築き、市民一人ひとりが自殺対策の主役となって、誰もが自殺に追い込まれることなく、命を大切にし合える社会、「誰も自殺に追い込まれることのない長井市」を目指します。

結びに、地域福祉計画・地域福祉活動計画・自殺対策計画の策定にあたり、熱心にご審議、ご検討をいただきました長井市地域福祉計画策定委員の皆さま、貴重なご意見をいただいた市民の皆さまや関係各位に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

長井市長

内谷重隆

ごあいさつ



少子高齢化や地域・家庭のつながりの希薄化、近年多発する災害への備えや社会的孤立、子どもの貧困が社会問題になるなど、地域の福祉課題は複雑化しており、従来の福祉制度やサービスでは支援が困難なケースが増加しています。

誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるためには、地域住民をはじめ、行政、福祉、医療、ボランティアなどがネットワークを強化し、人と人、人と資源がつながり、お互いに支えあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

このたびの計画を策定するにあたりましては、地域福祉推進に向けた基盤づくりを目的とした第三期の長井市の「長井市地域福祉計画」と具体的な福祉活動を定める「長井市地域福祉活動計画」の連携を強化し、より効果的な計画の推進を図っていくため、両計画を一体的に策定いたしました。

当社会福祉協議会では「第一次地域福祉活動計画」「第二次地域福祉活動計画」に沿って一つひとつ活動に取り組んでまいりました。本計画につきましても、市民の皆様、地域福祉に関わるあらゆる団体の皆様と連携を図りながら地域共生社会の実現に向け、しっかりと実践していきたいと考えております。皆様のさらなるご協力とご参加をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり多大なるご協力を賜りました策定委員の皆様、ご協力いただきました多くの市民の皆様に心より感謝と御礼を申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人長井市社会福祉協議会

会 長 **樋口 正通**

目次

第1章 計画の策定にあたって

| | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | 2 |
| 2 | 一体計画の策定について | 2 |
| 3 | 計画の位置づけ | 4 |
| 4 | 計画の期間 | 5 |
| 5 | 計画策定の体制 | 5 |

第2章 計画策定に向けた課題の整理

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 第2期計画の取組と第3期に向けての課題 | 8 |
| 2 | 地域福祉を取り巻く課題 | 15 |

第3章 計画の基本的な考え方、体系図

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 計画の基本目標 | 29 |
| 2 | 計画の体系 | 30 |
| 3 | 計画の推進 | 32 |

第4章 施策の展開（地域福祉推進に向けた取組）

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 基本目標1 市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり | 34 |
| 2 | 基本目標2 安心して子どもを産み育て、 子どもが健やかに成長できるまちづくり | 48 |
| 3 | 基本目標3 我が事・丸ごとの地域づくり | 56 |

第5章 いのち支える自殺対策計画

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 計画の概要 | 64 |
| 2 | 本市における自殺の現状と課題 | 67 |
| 3 | 自殺対策の基本理念と基本的な方向性 | 72 |
| 4 | 自殺対策の施策 | 74 |
| 5 | 自殺対策における推進体制 | 77 |

| | | |
|------|------------------------|----|
| 【参考】 | 長井市地域福祉計画策定委員会設置要綱について | 79 |
| | 長井市地域福祉計画策定委員会委員名簿 | 80 |
| | 会議経過について | 81 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

長井市（以下、「本市」という。）では、平成26年に「第五次総合計画」を策定し「みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井」を将来像として掲げています。この中で、福祉分野は「市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり」を、子育て支援分野は「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまち」を目指す姿としています。地域福祉計画は、長井市第五次総合計画を上位計画として福祉分野を統括する計画であり、「健康増進計画」「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者福祉計画」「子ども・子育て支援計画」など各個別計画の中間に位置づけられる計画です。

地域福祉は、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる“地域共生社会”を実現できるように世代や分野を超えた支え合いを強化し、暮らしをあたたく豊かにする取組で、地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（同条第1項第1号）」などを含めた総括的な計画として、市町村が策定する計画です。

2 一体計画の策定について

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

従来から、本市の「地域福祉計画」と長井市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は地域福祉の目指すべき将来像を共有して策定してきました。

地域福祉推進のための基盤や体制を創る地域福祉計画と、それを実行するため、住民との具体的な活動を示している地域福祉活動計画は、言わば車の両輪と考えます。この2つの計画が一体的に策定されることにより、役割が明確化され、より実効性のある計画となります。

そこで、本計画から、長井市と長井市社会福祉協議会、各地区コミュニティセンター、住民主体の組織、そして住民一人ひとりが一層連携、協働できるように2つの計画を一体的に策定することとしました。

(2) 長井市社会福祉協議会について

長井市社会福祉協議会は、昭和29年11月に長井市が誕生したと同時期に任意団体として発足し、昭和41年10月に社会福祉法人格を取得。以来、地域福祉の充実を掲げ活動を重ねてきました。

発足当時は、住民の方々の生活支援が活動の中心でしたが、度重なる法律・制度の制定・改正や社会情勢の変化に伴い、地域福祉事業、ボランティア活動推進事業に加え、高齢者支援や障がい者支援、保育や困窮者支援など、住民ニーズに対応して様々な事業を展開しております。

また、社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉を推進する団体として位置づけられています。地域福祉活動計画に基づき市民の方々や関係機関の連携・協力を得ながら福祉の啓発活動や相談活動、ボランティア・市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域福祉の増進に取り組んでいます。

(3) コミュニティセンターを中心とした地域力の強化

地域福祉は、住民と地域が主体的に取り組むことです。誰もが安心して暮らすために、自分が暮らす地域に関心を持ち、安心して暮らすために何が必要かという地域の課題を意識し考えることが大事になってきます。その中で、住民がお互いに支え合い、助け合うことを考え、課題を解決する体制を構築していかなければなりません。そして、その役割の中心となる場所が、各地区のコミュニティセンターです。コミュニティセンターを中心に、住民がもともと持っている地域力を強化することが求められています。

(4) いのち支える自殺対策計画

平成28年に改正された「自殺対策基本法」において、第1条の目的規定に“誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっている”ことを追加し、市町村は「市町村自殺対策計画」を策定することが定められました。自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援と、それを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として実施され、保険・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策と連携を図り、総合的に「生きることの包括的な支援として推進」していくこととなりました。

本市では、自殺に関する現状や課題分析を行い、地域福祉計画・地域福祉活動計画、及びその他の計画との整合性を図りながら自殺対策の取組を推進するための計画を策定します。

3 計画の位置づけ（計画の根拠法令）

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の推進のため総括的な計画として、市町村が策定する計画です。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）抜粋

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の高名かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（5）前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 計画の期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とし、社会の状況が大きく変わったなどについては必要に応じ見直すこととします。

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------------------------|----------------------------|-----|-----|-------|----------------------|-------|----|----|-----|----|
| 長井市 総合計画 | 第五次総合計画 平成26年度～令和5年度 | | | | | | | | | |
| 地域福祉計画 地域福祉 活動計画 | 第2期計画 平成27年度～令和元年度 | | | | 第3期計画 令和2年度～令和6年度 | | | | | |
| 健康増進計画 | 健康日本21ながい（第2次）平成25年度～令和4年度 | | | | | | | | 第3次 | |
| 老人保健福祉計画 介護保険事業 計画 | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | 第8期計画 | | | | |
| 障がい者福祉 計画 | 第2期計画 | | | | 第3期計画 | | | | | |
| 子ども・子育て 支援計画 | 第1期計画 | | | | 第2期計画 | | | | | |
| いのち支える 自殺対策計画 | | | | | | 第1期計画 | | | | |

5 計画策定の体制

計画の策定にあたり、「長井市地域福祉計画策定委員会設置要綱」に基づき、長井市地域福祉計画策定委員会を設置し、第2期計画の検証及び課題の整理を行い、本計画の基本目標・体系、具体的内容について検討しました。また、庁内の計画策定体制として、内容が多岐に渡ることから、担当課が横断的に連携できるように事務局・ワーキンググループを組織し、第2期計画の検証と評価、課題分析について協議しました。第3期から地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することから、策定委員会・事務局・ワーキンググループに長井市社会福祉協議会からも参加いただき連携して策定しました。

第2章 計画策定に向けた課題の整理

1 第2期計画の取組みと第3期に向けての課題

(1) 第2期地域福祉計画

本市では、平成26年に策定した「第五次総合計画」で“みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井”を将来像として掲げています。

この中で、福祉分野は「市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり」の、子育て支援分野は「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまち」の実現を目指し、第2期地域福祉計画を策定し推進してきました。

基本目標1「福祉サービスの充実」

1-1 (1) 地域包括ケアシステムによる高齢者福祉の充実

平成27年度に介護予防・日常生活支援総合事業にいち早く取り組み、各種介護予防教室を実施し、地域ケア会議により軽度者の自立支援に向け専門職の意見を取り入れる等の先進的な取組を行ってきました。認知症施策についてもサポーター養成講座やカフェの開催により地域での見守りや支援の普及に努めてきました。一方、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らすための住民主体の生活支援体制整備については住民向けの講演会や研修会を通し、支え合いについての普及啓発の取組を、より一層推進していく必要があります。

[→第3期 1-2 地域包括ケアシステムの構築、深化]

1-1 (2) 地域生活を支援する障がい者福祉の充実

障がい福祉サービス利用の充実を図るため、事業所に対し施設整備等の情報提供や、事業所の活動紹介、障がい者に関するマークの紹介等を掲載したパンフレット「きらきらにっこり笑顔」を発行するなどの啓発事業を実施しました。障がい福祉サービスの需要増に対し事業所の不足等により要望に応えきれない状況があるので検討が必要です。

[→第3期 1-3 地域生活を支援する障がい者福祉の充実]

1-1 (3) 地域における生活支援の充実

生活保護受給者は平成26年度をピークに減少傾向にありましたが、平成29年度に再び増加しています。主な申請理由は傷病や障がいによる就労困難等で、高齢者世帯の増加が見られます。相談支援の充実や関係機関の情報共有、個々の事案に対する包括的な支援体制の検討が必要です。

[→第3期 1-4 地域における生活支援の充実]

1－（４）地域における総合的な子育て支援の充実

核家族化や地域のつながりの希薄な環境による子育ての孤立化等、子育てを取り巻く環境は変化しています。必要なサービスを必要な子育て世帯に供給できる体制の確保や、民営を含めた学童クラブの充実や放課後子ども教室により、放課後や休み期間中の子どもの安全な居場所づくりに取り組む必要があります。子育て支援サービスのニーズが高まる中でそれぞれの役割を分担しつつも、保護者が子育ての責任者であることが軽んじられないようバランスの取れたサービス等の支援が必要です。 【→第3期 2－1 安心して産み育てられる環境づくり】

【→第3期 2－2 次世代を担う子どもたちの教育・保育の充実】

【→第3期 2－4 地域で子育てを支えるまちづくり】

1－（５）在宅医療・介護連携の推進

在宅医療介護連携推進事業を長井市西置賜郡医師会に委託し、医療介護連携研修会の開催やICT普及事業を推進しました。市在宅医療推進協議会では多職種連携研修会等の開催により医師などの専門職と介護職の顔の見える関係づくりを推進しています。課題であった訪問看護サービスの24時間対応は2事業所で実施され、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設により、退院後の在宅介護を支える基盤整備の推進が図られました。単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加し家庭の介護力が低下している中で、在宅医療や在宅での看取り、終末期についての自己決定支援への取組が必要になっています。公立置賜長井病院内に、地域包括支援センター支所、市訪問看護ステーション、地域在宅医療連携推進室（長井市西置賜郡医師会）が開設され、医療機関と介護保険サービス事業所の連携、情報共有がスムーズになっています。

【→第3期 1－2 地域包括ケアシステムの構築、深化】

1－（６）健康づくりの推進

乳幼児健康診査の受診率はほぼ100%です。特定健診、がん検診についての受診率は目標値に達しておりませんが、市民の健康に対する意識や知識は向上しており、受診率向上のための啓発がより必要になります。32団体（令和2年3月現在）で実施しているミニデイサービスは住民主体の通いの場であり、先進的な取り組みの成果で、高齢者の健康維持、介護予防に果たす役割は大きく、継続した支援が必要です。また、会員の構成の変化に対応した活動の活性化への支援が必要です。

【→第3期 1－1 もっと健康！ずっと健康！】

【→第3期 1－2 地域包括ケアシステムの構築、深化】

1－（７）広報・啓発活動の推進、情報提供の充実

施策等の情報は、保健カレンダーや広報ながいで周知、おらんだラジオ「すくすく子育て応援ラジオ」での発信、すくすく子育て応援アプリの運用開始等の事業を行いました。年代によって情報を入手するツールが異なるので、どのツールを利用しても必要な情報が届けられるような仕組み、SNSを活用した積極的な情報発信の検討が必要です。

【→第3期 1－1 もっと健康！ずっと健康！】

【→第3期 2－1 安心して産み育てられる環境づくり】

1－(8) 相談・支援体制の充実

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターは、公立置賜長井病院内に支所を設置、認知症相談窓口としては認知症カフェを毎月開催し、医療と介護連携相談窓口として長井市西置賜郡医師会に委託して地域在宅医療連携推進室も設置し、より身近に相談しやすい体制を整備しましたが、増加する単身高齢者や高齢者のみ世帯、「8050問題」と言われる、未就労未婚の子と高齢となった親の世帯の問題は、高齢者が要介護状態になり問題が表面化し、経済的支援や就労支援、医療機関との連携など多岐に渡る支援が必要とされています。

障がいに関する相談は年々増加傾向にあり、関係機関と連携を図り、個別のケース会議等を通じた専門的な助言支援が必要とされています。ひきこもりやアルコール依存の相談は、相談に至るまでが長期化しており、身近に相談できる体制が必要と思われまます。

子育てに関する相談については、総合窓口として子育て世代包括支援センター「すまいるの一む」を設置し、母乳・育児・ことばの相談等の相談支援を行い、母子保健コーディネーターを配置して切れ目のない支援を行っていますが、核家族化により、身近に子育てについて相談できる人がいないため、悩みや不安を抱えながら育児を行っている人や、ひとり親で時間的・経済的な余裕の無さから相談にすら至らないケースがあります。家庭児童相談員の増員による相談窓口の支援強化、子育てコンシェルジュを配置してのワンストップサービスによる子育て情報の提供や必要に応じた相談支援や助言等、今後も継続した取組が必要です。

高齢、障がい、精神障がい、発達障がい、ごみ屋敷、さまざまな依存症、生活困窮、ひとり親、子育てなど複雑に絡む問題を抱える相談が増えており、より一層の連携や支援体制整備が必要です。

〔→第3期 1－5 相談・支援体制の充実と権利擁護の推進〕

〔→第3期 2－1 安心して産み育てられる環境づくり〕

〔→第3期 2－3 子育てに安心とゆとりをもてる支援〕

1－(9) サービス利用者の権利擁護の推進

成年後見制度は認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいから財産の管理や日常生活等に支障のある方たちの権利を守り、支えるための重要な手段であるにもかかわらず周知が進まない状況にあります。置賜3市5町で（仮称）置賜成年後見センター設立準備協議会の設立により、連携して成年後見制度利用促進基本計画を策定し、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう推進します。

〔→第3期 1－5 相談・支援体制の充実と権利擁護の推進〕

基本目標2「安全安心な福祉のまちづくり」

2-（1）バリアフリー化、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

公共施設の駐車場の優先スペースの確保、スロープや手すりの設置等の整備を促進しました。施設や設備だけのバリアフリーに留まらないまちづくりを目指します。

〔→第3期 1-3 地域生活を支援する障がい者福祉の充実〕

2-（2）こころのバリアフリー化の推進

「長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を平成31年3月に制定しましたが、障がいやバリアフリーに対する理解はまだ不十分です。多様性を受け入れ、誰もが安心して暮らせる地域の形成を促進するため、住民向けの講演会の開催や、心のバリアフリー推進員養成事業の実施など、市民や企業向けの周知・啓発を推進する必要があります。

〔→第3期 1-3 地域生活を支援する障がい者福祉の充実〕

2-（3）地域ぐるみの防災・防犯体制の充実

昨年度までにFM局を活用した防災ラジオの全戸配布や、屋外拡声装置の整備を実施し、災害発生時に住民に対し迅速な緊急情報の提供や避難行動の伝達を行うことが可能となりました。自主防災組織は、ほぼ全地区に組織化され、消防団と合わせて地域防災力の向上が図られています。地域防災計画の定めるところによる、避難行動要支援者の支援体制については、市全体の避難者行動要支援者名簿の整備を行っていますが、各地区において避難行動要支援者の把握、個別の避難計画の策定には至っていない現状にあります。

今年度から国から避難レベルに応じた避難行動が示され、災害発生時に市からレベル3（高齢者等避難開始）が発令された場合には、避難行動要支援者から迅速に避難できる体制の構築が必要となります。

〔→第3期 1-6 地域ぐるみの防災体制の充実〕

2-（4）地域における見守り体制の強化

見守りお伺いコール事業やおでかけ見守り事前登録事業、食の自立支援（配食サービス）事業の利用により認知症高齢者や1人暮らし・高齢者のみ世帯の不安解消や、孤立しないための事業を継続して実施しています。命のバトンは緊急時における情報伝達の手段としての重要性や、情報更新時における民生委員との関わりによる見守り体制の強化が期待されます。また、山形新聞社やヤマト運輸、ヤクルト協会等と協定していますが、地域全体での見守り体制整備という住民の意識確立には至っていない現状にあります。認知症高齢者への理解促進、対応の仕方を学び、地域での見守り機能を確立するための啓発を行っていく必要があります。

〔→第3期 1-2 地域包括ケアシステムの構築、深化〕

〔→第3期 2-4 地域で子育てを支えるまちづくり〕

〔→第3期 3-2 地域による「共助」の充実〕

2-（5）地域における虐待・孤立化の防止

高齢者虐待通報は年々増加しており、その背景は多様です。高齢者虐待の虐待者は未婚の子が多く、虐待種別は身体的虐待の割合が高くなっており、個々のケースに合わせた迅速な支援が必要になります。

核家族化、ひとり親世帯、発育や発達の遅れに悩むケースの増加や経済的困窮など、子育て世帯を取り巻く環境の変化により児童に対する虐待発生リスクは大きくなっています。声を上げられない児童の早期発見、未然防止を図るための地域での取組、関係性の育成が必要です。

初めての出産子育ての不安を解消する、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援も、家族の在り方の変化により、より専門的な支援が求められています。乳児のいる世帯の全戸訪問を行う“こんにちは赤ちゃん事業”子どもの養育について、特に手厚い支援が必要な家庭を訪問する“養育支援訪問事業”など長く実施している事業の継続と充実も重要と考えます。

〔→第3期 1-1 もっと健康！ずっと健康！〕

〔→第3期 2-3 子育てに安心とゆとりをもてる支援〕

〔→第3期 3-1 未来へと命をつなぐ地域づくり〕

2-（6）社会福祉施設の整備支援

障がい者施設や介護保険の地域密着型サービス事業所の整備については、国や県の補助事業を活用し整備促進が図られました。老朽化した施設の大規模改修についても国や県の補助事業を活用し今後も順次実施する予定です。

〔→第3期 1-2 地域包括ケアシステムの構築、深化〕

〔→第3期 1-3 地域生活を支援する障がい者福祉の充実〕

基本目標3「協働による福祉のまちづくり」

3-（1）福祉人材の育成、福祉教育の充実

高齢者の社会参加や介護予防につながるボランティア、サポーター養成講座を実施していますが、住民主体の支え合いの必要性や活動に対する意欲につながっていない状況にあります。少子高齢化や核家族化による家庭の介護力の低下に代表される支え合いの人材不足は、地域における人材不足に直結しています。住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らすための支え合いの地域づくりと担い手となる高齢者の意識の醸成、人材育成の取組が必要です。児童生徒を対象としたサマーボランティアスクール、ウインターボランティアスクールの実施、ボランティア作文発表会等、体験型事業の継続と拡充がより必要で、その活動が地域福祉活動に対する理解を促進し、担い手となる人材育成につながります。

〔→第3期 1-2 地域包括ケアシステムの構築、深化〕

〔→第3期 3-2 地域による「共助」の充実〕

3-（2）ボランティア、NPO法人への支援

ボランティア団体やNPO法人等の情報交換会、先進地視察、新規事業の提案、人材育成等ソフト面の支援やSNSによる活動の周知を行う必要があります。

〔→第3期 3-2 地域による「共助」の充実〕

(2) 第2次地域福祉活動計画

長井市社会福祉協議会（以下（社協）という。）では“ささえあう 心をつなぐ ふくしの まち ながい”を基本理念に第2次地域福祉活動計画を策定し、地域住民の方々をはじめ、福祉活動を行う関係者やボランティア、NPO、行政機関との連携・協力により活動を推進してきました。

施策1「知る・気づく・考える」

地域福祉活動の理解促進を目的に啓発・育成の取組を進めました。

社協広報の発行、社協ホームページの運営、福祉講座などにより、わかりやすい福祉情報の提供に努めました。また、ふれあい福祉まつりや福祉教室など体験を通じて福祉活動に関心や理解を深めていただく活動を進めてきました。地域の福祉活動組織（各地区地域づくり計画福祉部門など）への福祉活動支援を実施しました。地域福祉の推進には福祉活動への関心や理解促進、福祉人材の育成が重要であり、継続した福祉の情報提供、啓発活動、福祉教育の推進が求められます。

〔→第3期 1-2 地域包括ケアシステムの構築、深化〕

〔→第3期 3-1 未来へと命をつなぐ地域づくり〕

〔→第3期 3-2 地域による「共助」の充実〕

施策2「ささえ・ささえられる」

地域福祉活動の立上げ・支援を実施してきました。

自主的な小地域の集まりの場や身近な地域での福祉活動の立上げ・支援（ささえあい事業）を実施しました。活動に取り組んでいただく地域も徐々に増えている状況で、参加された方は活動の効果も実感されており、このような自主的な集まりの場やささえあい活動のさらなる拡大が必要と考えます。

〔→第3期 1-2 地域包括ケアシステムの構築、深化〕

〔→第3期 3-2 地域による「共助」の充実〕

施策3「Let 's ボランティア」

ボランティア活動の推進を図ってきました。

社協広報の発行、社協ホームページなどで定期的にボランティア情報を発信しました。ボランティアスクール、傾聴ボランティア講座などを実施し、ボランティアを知る・体験する取組を通じて、ボランティア活動者の育成に取り組みました。ボランティアコーディネーターを中心に除雪ボランティア活動や学生のボランティア活動などのボランティア活動の相談とマッチングを実施してきました。ボランティア活動の支援・活動の拡大が地域福祉の推進にもつながっていくと考えます。

〔→第3期 1-2 地域包括ケアシステムの構築、深化〕

〔→第3期 3-2 地域による「共助」の充実〕

施策4「連携・協働、あらたな課題にチャレンジ」

関係機関との連携、新たな福祉課題への取組を進めてきました。

障がいのある人の交流の場づくりやバリアフリーマップの作成などを進めてきました。また、フードバンク活動の実施、子ども食堂の実施などに取り組みました。長井市社会福祉法人連絡会を立ち上げ、市内社会福祉法人の連携・協働の場づくりを進めました。関係機関の連携により、新たな福祉課題に柔軟に対応していくことが求められます。

【→第3期 1-3 地域生活を支援する障がい者福祉の充実】

【→第3期 1-4 地域における生活支援の充実】

【→第3期 2-3 子育てに安心とゆとりをもてる支援】



2 地域福祉を取り巻く課題

(1) 社会的な背景

① 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の確立

第2期計画策定以降、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しました。いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年を視野に入れた地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障がい者、子ども・子育て世代、生活困窮者等への支援にも広げ、複合的な課題に対応できる支援体制が求められています。

② 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実

安心して子どもを産み育てるためには、妊娠期からの継続した関りや支援が重要です。子どもが健やかに成長する過程で、子育て世代のニーズを把握し、的確な支援に結びつけていきます。また、有効な情報発信の検討が必要です。

③ 教育・保育サービスの充実

少子化や核家族化、共働き世帯の増加などによる就労形態の多様化や子育て世帯の家庭環境の変化から、保護者の保育サービスや教育、子育て支援に関するニーズが増加・多様化しています。子どもが豊かな個性と想像力を伸ばすために学校、子育て支援団体などと連携・協力して支援を推進することが必要です。

④ 地域包括ケアシステムの構築

高齢化が進み一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、日常生活の支援を必要とする高齢者や、認知症の高齢者が増加しています。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。

⑤ 自立支援の強化

生活困窮に関する相談は増加傾向にあり、その要因に応じた多面的な支援が必要とされています。相談窓口で困窮に至る原因を一緒に考え、生活に困っている方々が自分の力で自立した生活が送れるよう支援の強化が必要です。

⑥ 土台としての地域力の強化

高齢者・障がい者・子ども子育て家庭とすべてにまたがる生活困窮の問題を、他人事ではなく、我が事と考える体制が必要になっています。住民が主体的に考え、支え合う地域づくり、土台としての地域力の強化に向けた取組が必要になっています。

⑦ 権利擁護への支援

認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいなどにより、財産の管理や日常生活等に支障のある人の権利を守り、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の周知、利用促進が必要です。

⑧ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

自殺は、健康の問題、家庭の問題、生活困窮の問題、交友関係の問題、精神的な問題など様々な要因が重なり生じると考えられています。誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、これに対処していくことが重要な課題とされています。

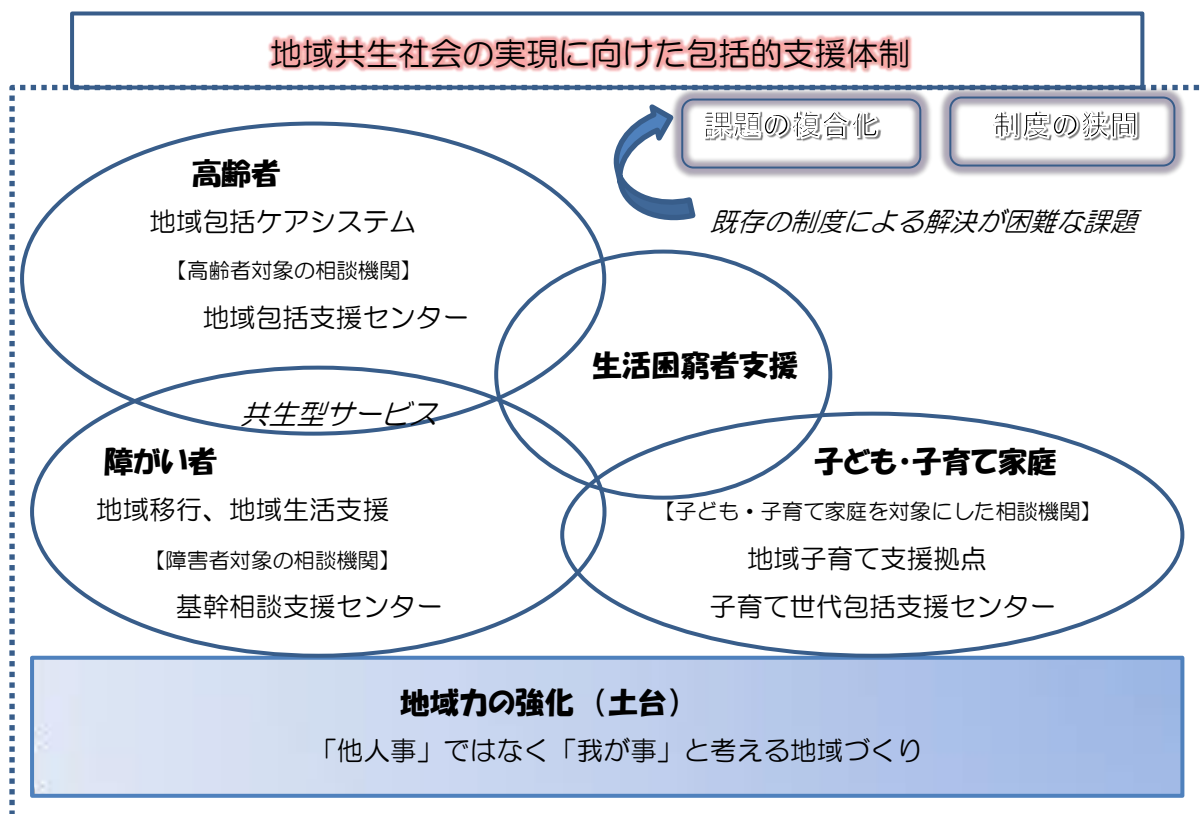
⑨ 制度の狭間の新たな地域課題

既存の制度による相談・解決が難しい問題があります。親の高齢化に伴い問題が表面化する「8050問題」、いわゆるゴミ屋敷、引きこもり、社会的孤立など、既存の制度での支援が難しい制度の狭間といわれる新たな課題が増え、各分野の関係機関の連携が必要とされています。

⑩ 我が事丸ごとの地域づくり

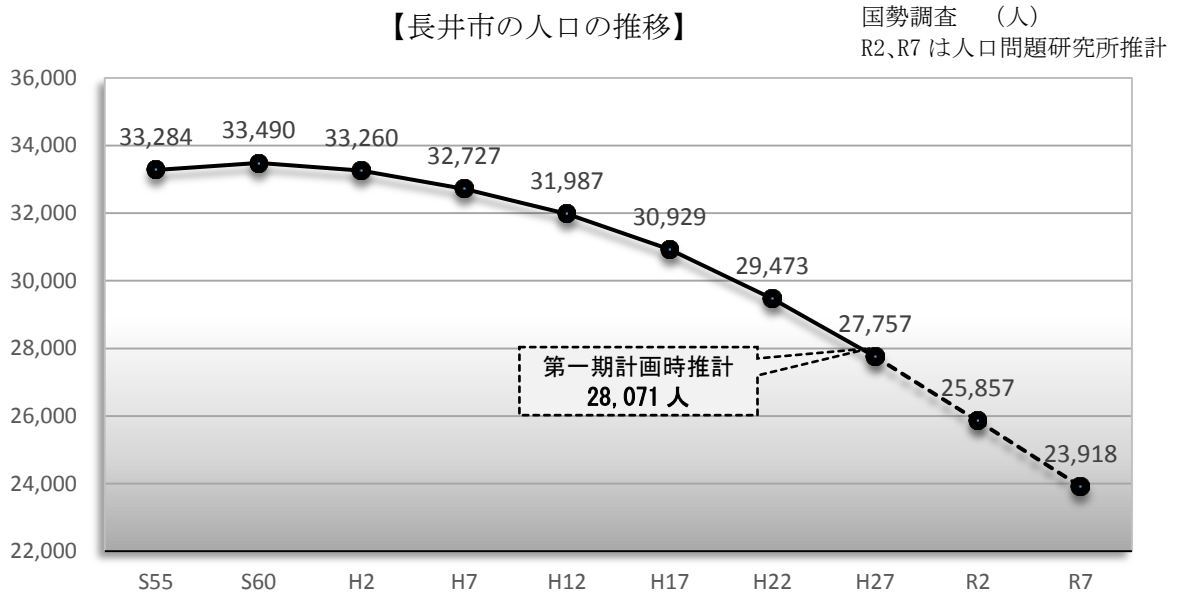
“制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく”ことが求められています。

(厚生労働省 HP より)



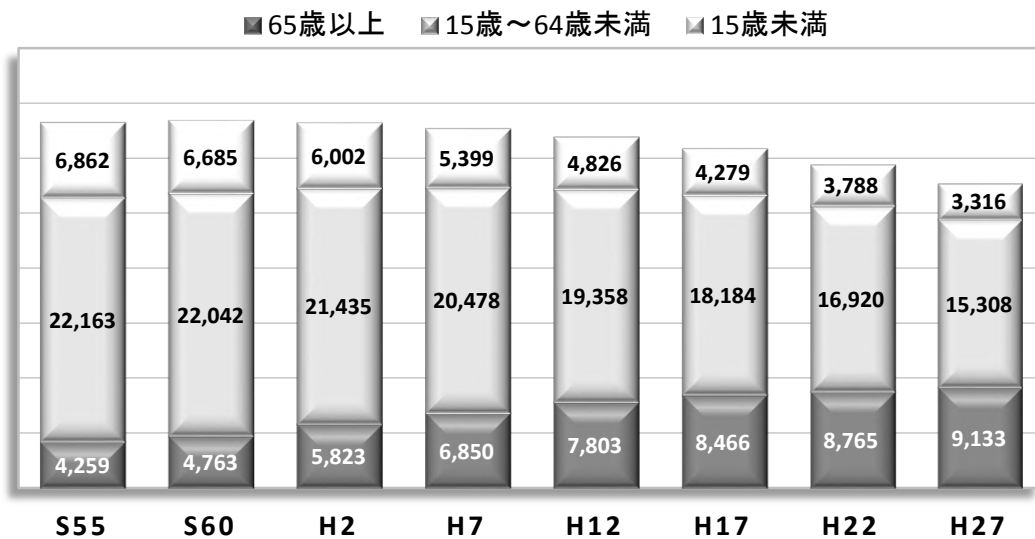
(2) 長井市の現状

① 人口の推移と推計



長井市の人口については、平成27年度人口につき、第1期計画時の推計28,071人に対し、実際は314人減の27,757人となり、今後も大きく減少するという推計がなされています。

【年齢3区分別人口推移】



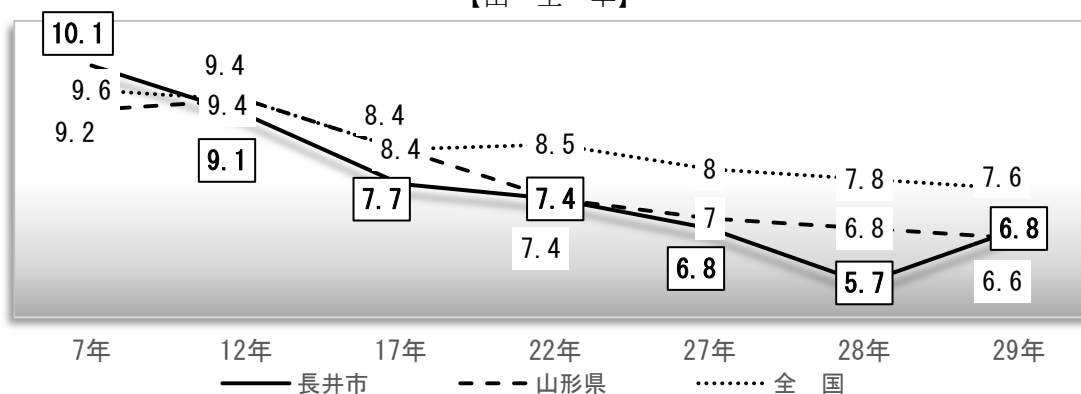
年齢3区分別人口については、少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少が顕著になってきています。

【出生率及び合計特殊出生率】

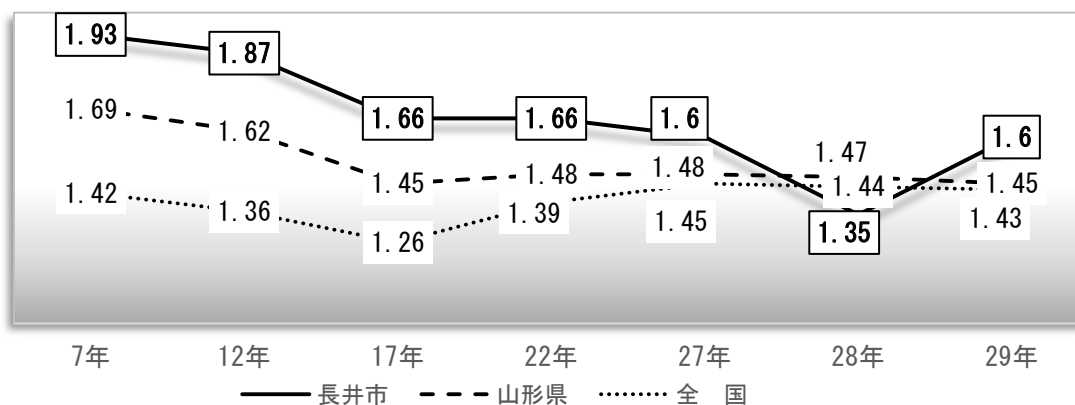
| | | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 | H28 | H29 |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 年次別 出生率 | 長井市 | 10.1 | 9.1 | 7.7 | 7.4 | 6.8 | 5.7 | 6.8 |
| | (実数) | 330 | 291 | 235 | 218 | 188 | 156 | 183 |
| | 置賜 | 9.0 | 9.2 | 7.5 | 7.5 | 6.5 | 6.1 | 6.4 |
| | 山形県 | 9.2 | 9.4 | 8.4 | 7.4 | 7.0 | 6.8 | 6.6 |
| | 全国 | 9.6 | 9.4 | 8.4 | 8.5 | 8.0 | 7.8 | 7.6 |
| 合計 特殊 出生率 | 長井市 | 1.93 | 1.87 | 1.66 | 1.66 | 1.60 | 1.35 | 1.60 |
| | 置賜 | 1.71 | 1.79 | 1.51 | 1.58 | 1.43 | 1.39 | 1.48 |
| | 山形県 | 1.69 | 1.62 | 1.45 | 1.48 | 1.48 | 1.47 | 1.45 |
| | 全国 | 1.42 | 1.36 | 1.26 | 1.39 | 1.45 | 1.44 | 1.43 |

(国勢調査等) (%、人)

【出生率】



【合計特殊出生率】



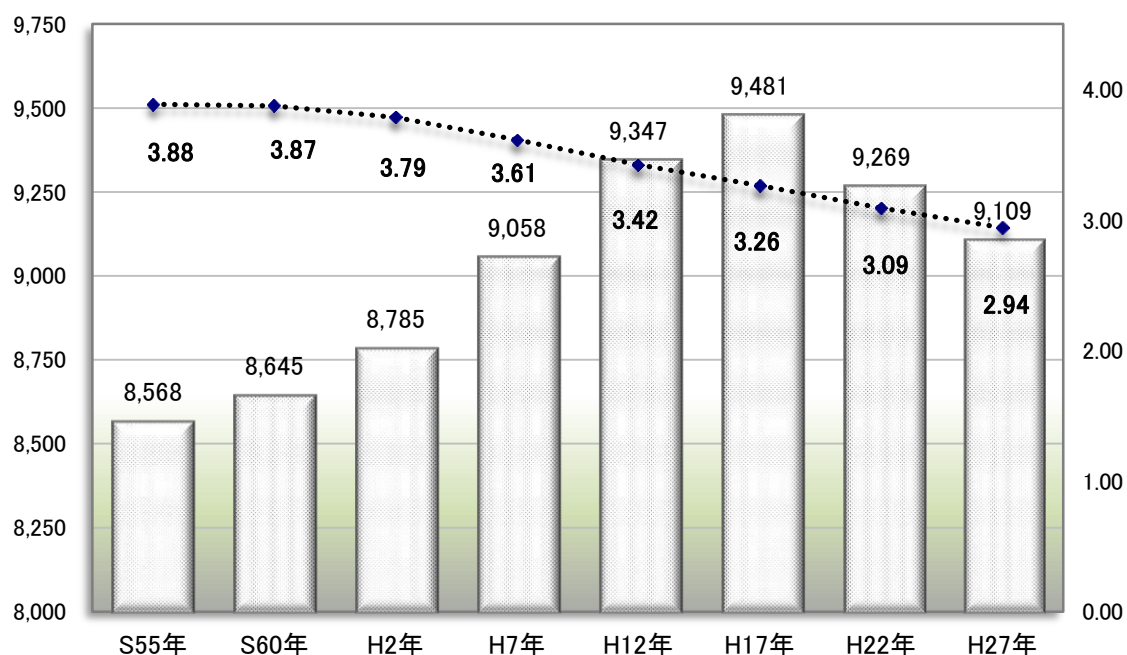
出生率、合計特殊出生率ともに、平成29年に前年の数値から上昇したものの、全体的に下降傾向にあります。

※合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生に産む子どもの数。

② 世帯数及び平均世帯員数の推移

〈国勢調査〉

【世帯数と平均世帯員数の推移】



| | S55 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 長井市世帯数 | 8,568 | 8,645 | 8,785 | 9,058 | 9,347 | 9,481 | 9,269 | 9,109 |
| 長井市世帯員数 | 3.88 | 3.87 | 3.79 | 3.61 | 3.42 | 3.26 | 3.09 | 2.94 |
| 全国 | 3.28 | 3.22 | 3.05 | 2.91 | 2.76 | 2.55 | 2.42 | 2.33 |
| 米沢市 | 3.59 | 3.45 | 3.30 | 3.12 | 2.93 | 2.80 | 2.64 | 2.54 |
| 南陽市 | 3.98 | 3.95 | 3.85 | 3.68 | 3.48 | 3.33 | 3.11 | 2.95 |
| 高島町 | 4.24 | 4.27 | 4.20 | 4.03 | 3.78 | 3.60 | 3.42 | 3.26 |
| 川西町 | 4.51 | 4.54 | 4.47 | 4.37 | 4.12 | 3.91 | 3.53 | 3.32 |
| 小国町 | 3.68 | 3.62 | 3.52 | 3.39 | 3.20 | 2.97 | 2.85 | 2.68 |
| 白鷹町 | 4.15 | 4.13 | 4.06 | 3.95 | 3.78 | 3.63 | 3.38 | 3.16 |
| 飯豊町 | 4.14 | 4.27 | 4.23 | 4.12 | 3.95 | 3.75 | 3.50 | 3.24 |

世帯員数は減少し世帯数は増加傾向となりましたが、その後減少傾向に転じています。

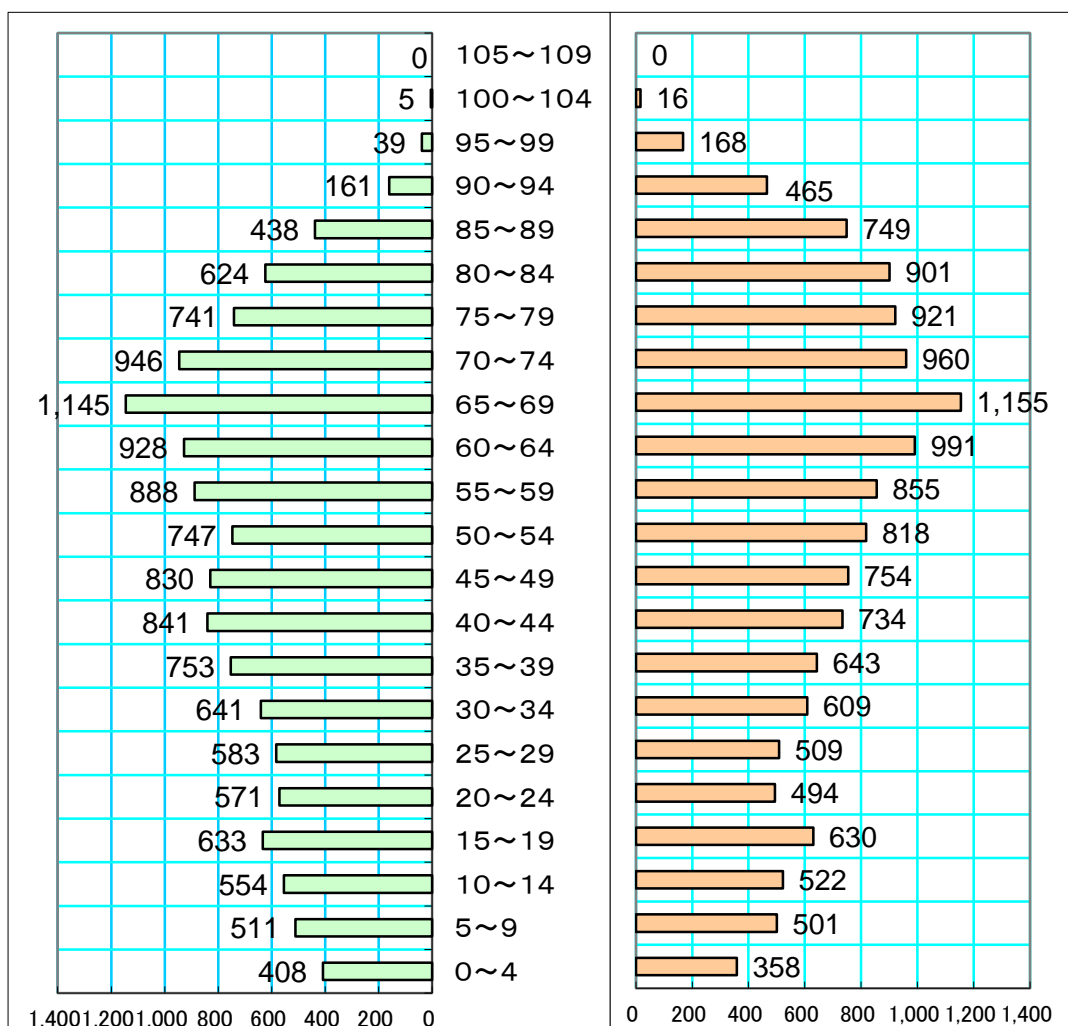
③ 平成31年4月1日現在の人口

| 男性（人） | 各年代人口 | 長井市計 | （人） | 女性（人） | 各年代人口 |
|--------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 12,987 | 48.6% | 長井市全人口 | 26,740 | 13,753 | 51.4% |
| 2,008 | 38.4% | 75歳以上 | 5,228 | 3,220 | 61.6% |
| 4,099 | 43.4% | 65歳以上 | 9,434 | 5,335 | 56.6% |
| 8,333 | 46.8% | 40歳以上 | 17,820 | 9,487 | 53.2% |
| 4,654 | 52.2% | 39歳以下 | 8,920 | 4,266 | 47.8% |

住民基本台帳（外国人含む）（資料 市民課）

年齢別、性別人口グラフ

男性（人） 長井市 女性（人）



※平成30年度の出生数172名、死亡者数407人（健康課調べ）

④ 高齢者人口の推移と推計

人口:各年住民基本台帳及び外国人登録 3月31日現在

| | 総人口 (人) | 65歳以上 人口(人) | 構成比 (%) | 一人暮らし 高齢者(人) | 高齢者夫婦 世帯(世帯) |
|---------------|------------|----------------|------------|-----------------|-----------------|
| 平成12年 | 32,312 | 7,798 | 24.1 | 530 | 721 |
| 平成13年 | 32,057 | 7,952 | 24.8 | 563 | 758 |
| 平成14年 | 31,998 | 8,096 | 25.3 | 620 | 783 |
| 平成15年 | 31,589 | 8,235 | 26.1 | 652 | 819 |
| 平成16年 | 31,399 | 8,339 | 26.6 | 685 | 835 |
| 平成17年 | 31,112 | 8,388 | 27.0 | 724 | 855 |
| 平成18年 | 30,869 | 8,502 | 27.5 | 773 | 870 |
| 平成19年 | 30,554 | 8,561 | 28.2 | 801 | 888 |
| 平成20年 | 30,456 | 8,592 | 28.8 | 818 | 880 |
| 平成21年 | 30,100 | 8,813 | 29.3 | 875 | 941 |
| 平成22年 | 29,755 | 8,680 | 29.2 | 863 | 938 |
| 平成23年 | 29,569 | 8,596 | 29.1 | 909 | 944 |
| 平成24年 | 29,231 | 8,610 | 29.5 | 947 | 927 |
| 平成25年 | 28,827 | 8,657 | 30.0 | 950 | 950 |
| 平成26年 | 28,435 | 8,777 | 30.9 | 981 | 964 |
| 平成27年 | 28,057 | 8,908 | 31.7 | 1,039 | 976 |
| 平成28年 | 27,745 | 9,083 | 32.7 | 1,083 | 1,033 |
| 平成29年 | 27,407 | 9,152 | 33.4 | 1,146 | 1,045 |
| 平成30年 | 27,047 | 9,194 | 34.0 | 1,178 | 1,084 |
| 平成31年 | 26,740 | 9,240 | 34.6 | 1,190 | 1,111 |
| 2025年 (推計) | 23,918 | 9,185 | 38.4 | | |
| 2040年 (推計) | 18,269 | 7,964 | 43.6 | | |

(山形県市町村在宅高齢者数調べ)

※2025年、2040年は国立社会保障・人口問題研究所による推計

⑤ ひとり親世帯の推移

本市における母子世帯数は、平成30年8月1日現在で312世帯、その原因をみると生別が89.7%、死別が5.8%となっています。また寡婦世帯数が233世帯あります。このような方々は、社会的、精神的、経済的に不安な状態におかれています。

母子世帯等の状況（平成30年8月1日）

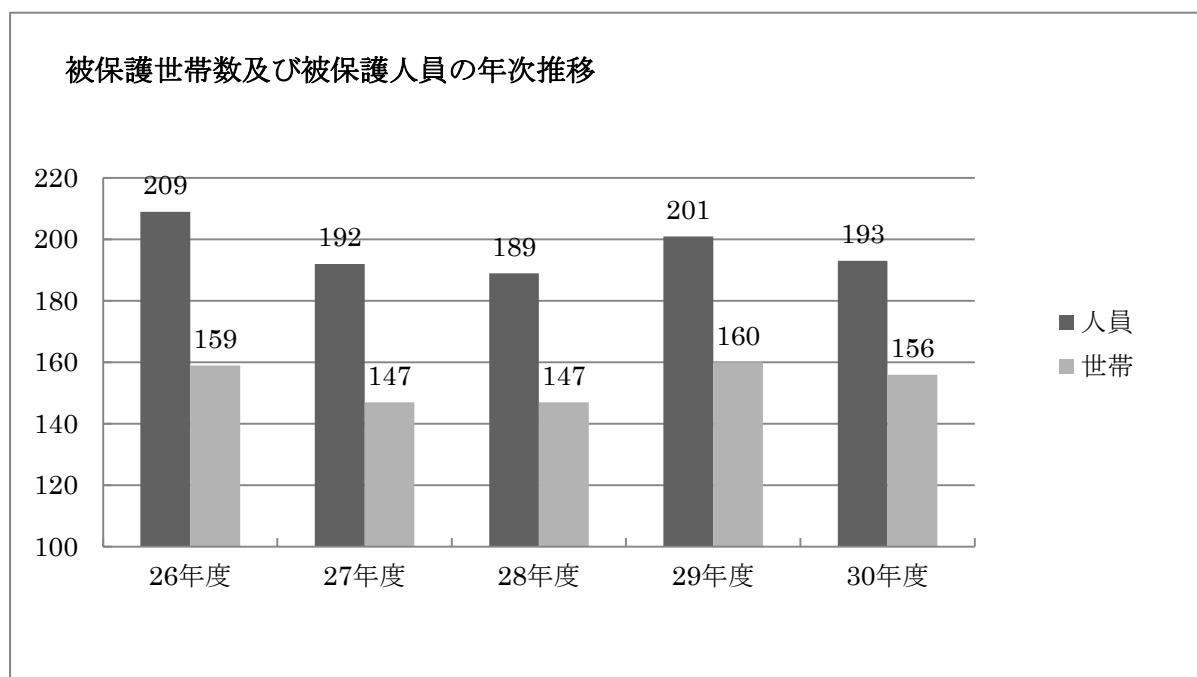
（単位：世帯）

| | 総世帯数 | 母子 | 内(若年) | 寡婦 | 計 | 父子 |
|----|-------|-----|-------|-----|-----|----|
| 26 | 9,741 | 322 | (90) | 237 | 559 | 59 |
| 27 | 9,686 | 325 | (85) | 225 | 550 | 52 |
| 28 | 9,664 | 315 | (73) | 223 | 526 | 49 |
| 29 | 9,881 | 324 | (73) | 233 | 557 | 43 |
| 30 | 9,923 | 312 | (63) | 233 | 545 | 54 |

- ・母子・父子…配偶者のない女子又は男子で、現に20歳未満の児童を養育している者。
- ・若年母子…母親が35歳未満。
- ・寡婦…配偶者のいない女子で20歳に満たない児童を扶養していた、65歳未満の寡婦家庭。

⑥ 生活保護の状況

生活困窮に関する相談件数は平成28年度240件、平成29年度532件、平成30年度に739件となっており大幅な増加傾向にあるが、平成30年度の被保護者世帯数については過去数年間と比べ大きな増減はなかった。世帯類型別の保護世帯数については、高齢者世帯と母子世帯が減少したが、他世帯においてはほぼ前年並みとなっている。（30年度末現在）



世帯類型別状況(各年度末現在)

(単位：世帯)

| 区分 年度 | 単身者世帯 | | | その他の世帯 | | | | 計 |
|----------|-----------|-------------------|------------|-----------|----------|-------------------|------------|-----|
| | 高齢者 世帯 | 傷病、 障がい者 世帯 | その他 の世帯 | 高齢者 世帯 | 母子 世帯 | 傷病、 障がい者 世帯 | その他 の世帯 | |
| 22 | 65 | 43 | 22 | 4 | 7 | 2 | 23 | 166 |
| 23 | 67 | 39 | 21 | 7 | 5 | 7 | 17 | 163 |
| 24 | 66 | 41 | 21 | 4 | 5 | 5 | 12 | 154 |
| 25 | 67 | 37 | 21 | 3 | 6 | 5 | 13 | 154 |
| 26 | 67 | 37 | 23 | 2 | 8 | 8 | 14 | 159 |
| 27 | 64 | 34 | 23 | 1 | 5 | 7 | 13 | 147 |
| 28 | 66 | 33 | 21 | 7 | 3 | 7 | 10 | 147 |
| 29 | 77 | 42 | 16 | 7 | 3 | 4 | 11 | 160 |
| 30 | 73 | 42 | 18 | 6 | 1 | 3 | 13 | 156 |

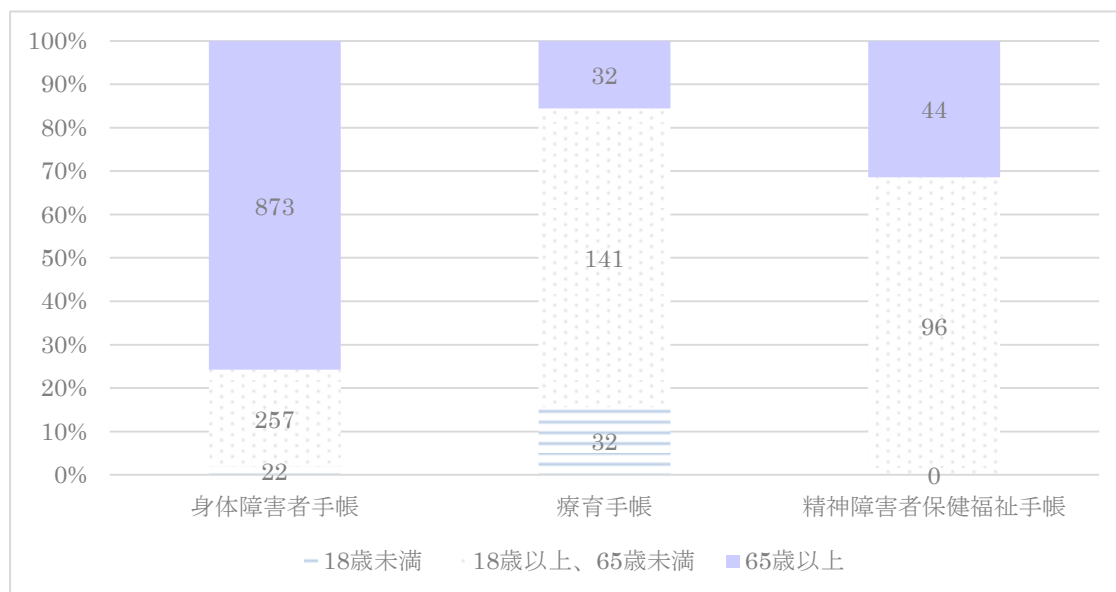
《資料 長井市福祉あんしん課》

⑦ 障がい者等の状況

本市の障害者手帳所持者数は平成31年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は1,152人、療育手帳所持者は205人、精神障害者保健福祉手帳所持者が140人であり、人口に占める割合はそれぞれ4.30%、0.77%、0.52%です。

年齢別障害者手帳所持者数及び構成(手帳別)

平成31年3月31日現在

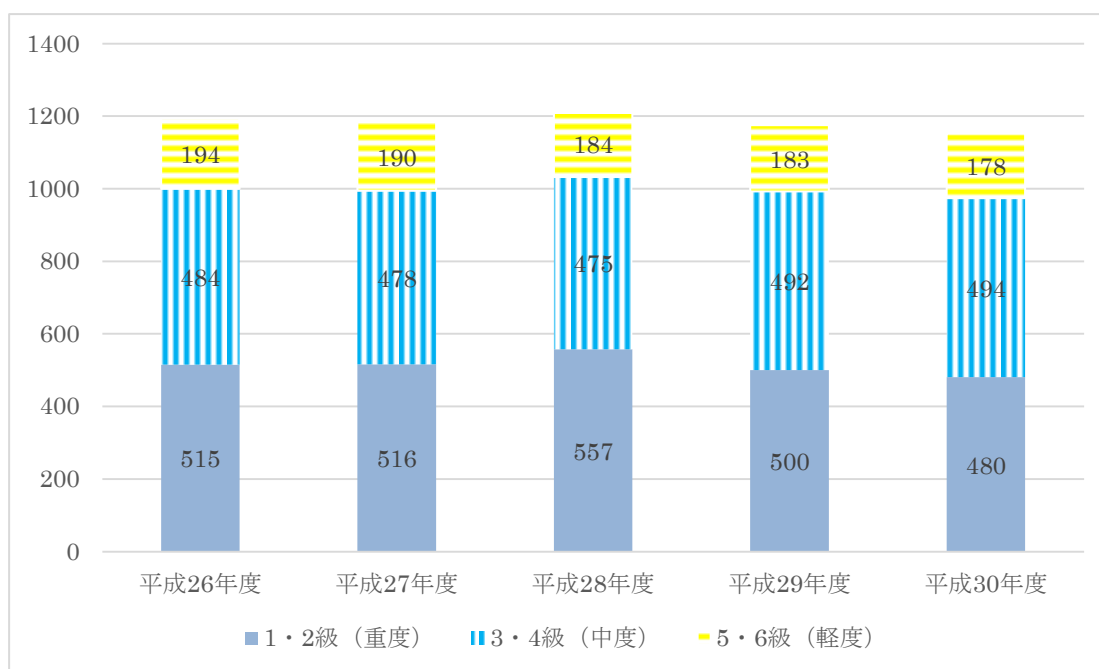


※数字は所持者実数

《資料 長井市福祉あんしん課》

身体障害者手帳所持者の推移（等級別）

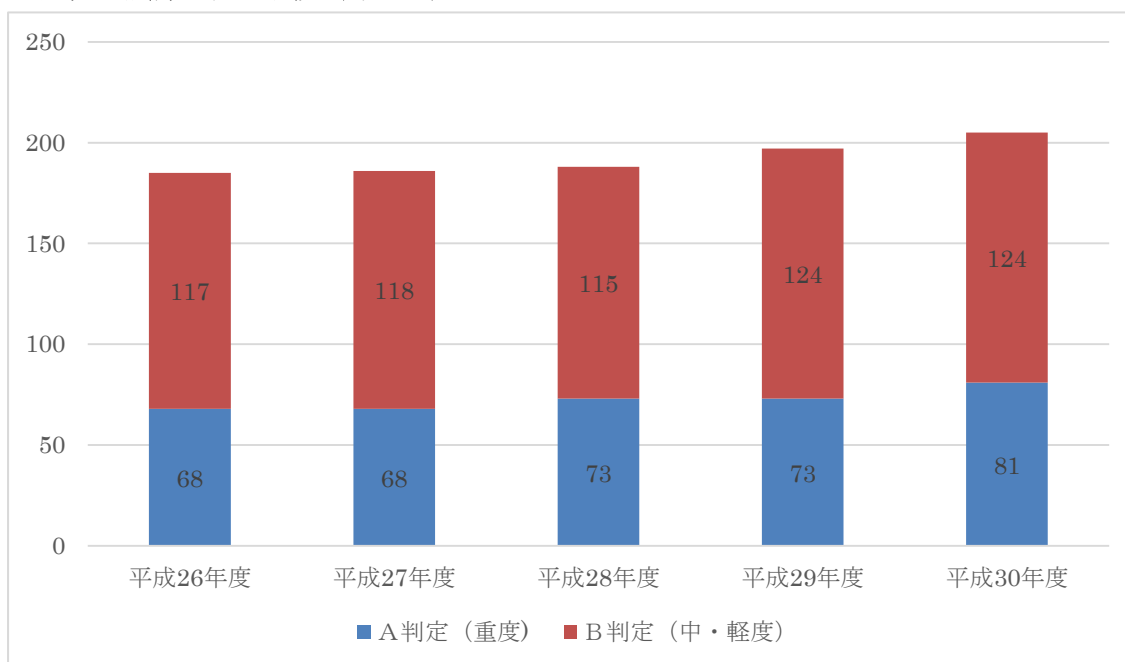
単位：人



《資料 長井市福祉あんしん課》

療育手帳所持者の推移（等級別）

単位：人



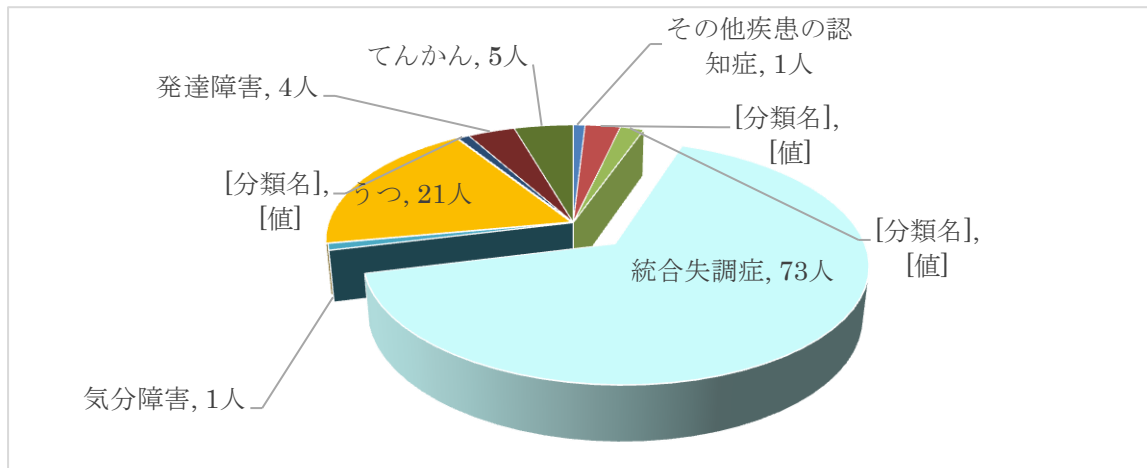
《資料 長井市福祉あんしん課》

精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳は、何らかの精神疾患のために長期にわたり日常生活や社会生活において制約がある人を対象としており、精神疾患の主なものとして、統合失調症、躁うつ病、てんかん、自閉や学習障がい、注意欠陥多動性障害などの発達障がい、高次脳機能障害、薬物やアルコールによる急性中毒及びその依存症などの障がいがあります。

疾患別手帳所持者の状況

平成31年3月31日現在



精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人 平成31年3月31日現在

| 年度\障がい | 1級 | 2級 | 3級 | 計 |
|--------|----|----|----|-----|
| 平成26年度 | 44 | 51 | 29 | 124 |
| 平成27年度 | 45 | 44 | 30 | 119 |
| 平成28年度 | 41 | 54 | 42 | 137 |
| 平成29年度 | 40 | 53 | 44 | 137 |
| 平成30年度 | 43 | 51 | 37 | 140 |

《資料 長井市福祉あんしん課》

⑧ 平均寿命と健康寿命（参考）

| | 山形県（2015年） | | 全国（2016年） | |
|--------|------------------------------|------------------------------|---|--|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 平均寿命 A | 80.52 歳 (29/47 都道府県) | 86.96 歳 (29/47 都道府県) | 80.98 歳 ※2018年 81.25 ①香港 ②スイス ③日本 | 87.14 歳 ※2018年 87.32 ①香港 ②日本 ③スペイン |
| | 長井市 80.1 歳 (23/35 市町村) | 長井市 86.8 歳 (17/35 市町村) | | |
| 健康寿命 B | 72.61 歳 (7位/47) | 75.06 歳 (23位/47) | 72.14 歳 | 74.79 歳 |
| A-B | 8.37 歳 | 12.08 歳 | 8.84 歳 | 12.35 歳 |

※A-Bは介護保険サービス等のお世話を必要とする期間

※資料 平均寿命・・・厚生労働省「平成27年都道府県別生命表の概況」

2017年12月13日公表

*都道府県別生命表は、人口動態統計調査及び国勢調査のデータを用いて、5年ごとに作成している。最新のデータが平成27年。

（市町村別平均寿命についても同様）

健康寿命・・・「第11回健康日本21（第2次）推進専門委員会資料」

厚生労働省が2018年3月に公した、2016年の都道府県別健康寿命。

平均寿命と健康寿命の差は、言い換えれば、要支援・要介護の状態になる期間のこと。

男性の平均寿命と健康寿命の差は8.84年、女性は12.35年（※）で、女性の方が長い。

介護予防に努め、心配事はため込まずに誰かに相談し、よく食べ、よく眠り、笑いの多い生活をして健康寿命を伸ばしましょう。

※2016年の平均寿命と健康寿命の差

第3章 計画の基本的な考え方、体系図

1 計画の基本目標

長井市第五次総合計画 “みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井” を将来像として、本計画では、3つの基本目標と13の施策を設定し、計画を体系的に展開します。

基本目標1 市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために必要な体制の整備、支援の充実を図ります。高齢者や障がいを抱えた人、生活困窮者など、社会的に弱い立場といわれる人達の権利を守り、日常生活での安心と、災害など緊急時の体制を整備し、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本目標2 安心して子どもを産み育て、

子どもが健やかに成長できるまちづくり

少子化や核家族化などの社会環境の変化により、世代間交流や地域における人間関係の希薄化など、子育てにかかわる環境が著しく変化しています。また、共働き家庭の増加、就労形態の多様化などに伴い、子育てに対する経済的・精神的負担感が増え、保育サービスや子育て支援に関するニーズが増加・多様化する傾向にあります。

子どもの健やかな成長のため、子どもの最善の利益を尊重し、家庭を原点に地域や事業所、保健・医療・福祉・教育など各分野が連携して社会全体で子どもの育ちを支え、安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します。

基本目標3 我が事・丸ごとの地域づくり

かつて、地域には人々の生活の中に“支え合い”の機能が存在しました。時代の移り変わりの中で希薄になり、支え合いや助け合いの基盤が弱まってきています。

少子高齢・人口減少という状況のなか、困難を抱えた人の孤立やひきこもり、虐待、大きな災害などの新たな課題に対して、コミュニティセンターを中心に課題解決へ向けた取組が始まっています。地域住民が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域力を再構築し、お互いさまの関係づくりを強化し、困難を抱えた人たちを地域で見守る体制の強化を目指します。

2 計画の体系

将来像

みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井

健康にいきいきと暮らせるまちづくり

未来を担う心豊かな子どもが育つまちづくり

みんなで築く安全安心なまちづくり

市民と行政が一体となった協働まちづくり

基本目標

1

市民一人ひとりが
安心して暮らせるまちづくり

2

安心して子どもを産み育て、
子どもが健康やかに成長できる
まちづくり

3

我が事・丸ごとの地域づくり

主要施策

- 1 もっと健康!ずっと健康!
- 2 地域包括ケアシステムの構築、深化
- 3 地域生活を支援する
障がい者福祉の充実
- 4 地域における生活支援の充実
- 5 相談・支援体制の充実と
権利擁護の推進
- 6 地域ぐるみの防災体制の充実

- 1 安心して産み育てられる
環境づくり
- 2 次世代を担う子どもたちの
教育・保育の充実
- 3 子育てに安心とゆとりを
もてる支援
- 4 地域で子育てを支える
まちづくり

- 1 未来へと命をつなぐ地域づくり
- 2 地域による「共助」の充実
- 3 いのちを守る地域づくり

具体的施策

○地域保健活動・食育活動の推進 ○運動の習慣化の推進 ○健診（検診）の充実と保健指導の実施 ○心の健康相談の実施 ○年代に応じた健康づくりの推進

○介護予防の推進 ○高齢者の社会参加の促進 ○生活支援サービスの充実・強化 ○認知症施策の推進 ○在宅医療・介護連携の推進 ○在宅看取りへの対応と啓発 ○介護職員人材確保・支援事業の強化

○きめ細やかなサービスの提供の支援 ○福祉サービス事業所と地域の関わり強化 ○障がい及び障がい者に対する理解の促進 ○社会資源の拡充、整備の働きかけ

○生活困窮者の自立相談支援 ○住宅確保給付金の支給
○就労準備支援・子どもの学習支援

○成年後見制度の周知と啓発 ○成年後見制度利用支援事業の拡充
○相談窓口の周知 ○相談支援体制の強化 ○関係機関との連携強化

○避難行動要支援者の避難支援制度の推進
○地域防災力の中心となる自主防災組織への支援

○妊娠期からの切れ目のない支援
○子育て支援サービスの充実

○質の高い幼児教育・保育の提供 ○多様な保育サービスの充実
○生きる力を育む学校教育環境の充実 ○放課後児童の居場所づくり
○子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実

○障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援
○子どもの権利擁護や児童虐待対策 ○ひとり親世帯、子どもの貧困家庭への支援 ○子育て世代の経済的負担の軽減

○子どもが安全で過ごせる環境づくり
○子育て家庭を応援する地域づくり
○ワークライフバランスの推進

○虐待防止の周知と啓発
○ひきこもりやダブルケア世帯等への困難課題への連携
○誰でも行ける居場所づくりの推進

○各地区の「地域づくり計画」に基づいた地域活動の充実
○魅力ある地域づくり推進事業 ○コミュニティセンター運営事業
○買い物支援推進事業 ○支え合いの除雪支援事業

○自殺対策計画 ○対面相談の実施
○専用回線による電話相談の実施
○ゲートキーパー養成研修会の実施

3 計画の推進

地域福祉の推進のために、行政だけでなく、地域に関わるすべての人が当事者として参加することが求められます。“地域と住民”“市社会福祉協議会”“行政”にはそれぞれの“役割”があり、それを推進することが期待されます。

地域と住民

自分の住む地域に関心を持ち、地域の一員として地域の活動に参加します。
住み慣れた地域で暮らしていくために、どんな助けが必要かを考え、支え合います。
コミュニティセンターを中心に住民が集い
“支え上手・支えられ上手”が自然とできる地域を作ります。

市社会福祉協議会

“ささえあう 心をつなぐ ふくしのまち ながい”
の実現に向け取り組んでいきます。

長井には他市のような地区社協（小学校区単位などの社協組織）という組織はありませんが、市社協は地区社協の果たす役割も担い、各地区コミュニティセンターへの情報提供や、福祉・バリアフリーなどの啓発活動、福祉活動への支援、福祉教育の推進に努めてきました。地域と行政をつなぎ、地域の皆様や関係機関の協力のもと、地域の福祉活動をより一層支援していきます。

行政

平成26年に策定した「第五次総合計画」
“みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井”の
福祉分野・子育て支援分野の実現を目指します。

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくための体制を整備します。

第4章 施策の展開（地域福祉推進に向けた取組）

基本目標 1

市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり

1-1 もっと健康！ずっと健康！

【現状と課題】

「もっと健康！ずっと健康！」を基本理念とした長井市健康増進計画（第2次）「健康日本21ながい（第2次）」後期計画で掲げている3つの基本目標を実現する施策を展開します。

生活習慣病予防のための健診（検診）の受診率の向上、健診結果説明会での保健指導や要受診者への受診勧奨、訪問指導等による健康への意識づけ、運動習慣や適切な生活習慣づくりへの支援に継続した取組が必要です。心の健康相談に関してはひきこもりやアルコール、家族関係等、相談が多様化し増加しており、相談に至るまで長期化している場合もあります。関係機関と連携を図り、支援体制を整えていく必要があります。

【具体的施策】

- 1 地域保健活動・食育活動の推進
- 2 運動の習慣化の促進
- 3 健診（検診）の充実と保健指導の実施
- 4 心の健康相談と情報提供
- 5 年代に応じた健康づくりの推進

【実施主体ごとの役割】

| 主 体 | 役 割 |
|-----|--|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の健康問題を把握し情報提供を行います。 ・各世代に応じた食育教室を開催し、バランスの良い食事や自分の適量を理解した、正しい食習慣が実践できるように働きかけます。 ・子どもころから望ましい食習慣が身につくよう情報提供を行います。 ・市民ひとり1スポーツを推進し、気軽にできる健康づくりのための運動を普及します。 ・土曜日の健診（検診）日など受診しやすい体制を整備し、健康診断受診率向上に向けた啓発、生活習慣病の予防と早期発見に努めます。 ・心の健康相談に関する知識等の普及を図り、心の相談窓口や講演会を通し、心の健康に関する啓発・周知を図ります。 |

| | |
|------------|---|
| <p>市社協</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体や地域の福祉活動団体へ健康づくり、生きがいつくり活動のきっかけとなるよう情報提供を行います。 ・相談事業を通じて心の健康相談についての情報提供と関係機関との連携を図ります。 |
| <p>住民</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムを整え1日3回の食事をとり、家族との共食を進めましょう。 ・家族で健康について一緒に考え、家族間で1年に1回は健診を受けることを声掛けし、家族の健康状態を知りましょう。 ・乳幼児期から親子で身体を動かす習慣を身につけ、日常生活の中で自分に合った運動を取り入れ積極的に体を動かしましょう。 ・家族、友人、地域の人たちとのコミュニケーションの時間を持ち、心配事はためこまず、誰かに相談しましょう。 ・睡眠をしっかりととり、笑いの多い生活をしましょう。 |

【取組事例・活動紹介】

長井市食育改善推進協議会「食の見直し体験」



全戸配布
特定健診は生活習慣病予防の第一歩
特定健診を毎年受けましょう（無料）

特定健診を受けるとどんなよいことがあるの？

メリット① 特定健診ひととつ山の検査が含まれています！

| | | | |
|----------------------------|------|----------|------------------------------|
| 肝機能 (AST, ALT γ-GTP) | 内科診察 | 身長・体重・視力 | 創傷検査 |
| 心電図 | | | 尿糖検査 (GHE, HbA1c, LDH-CO) |
| 血圧値 | | | 尿たんぱく・尿糖 (尿たんぱく・尿糖) |
| 腎機能 (Ue, eGFR) | | | 尿たんぱく・尿糖 (尿たんぱく・尿糖) |

「けんしん」であんしん
 健康でいられる期間をより長く
 いろいろな検査を同時に実施することで、あなたの健康状態をより詳しく知ることができます。

メリット② 毎年健診を受けることで、健康状態を比較でき、**継続して体調を把握**できます。

メリット③ 生活習慣病を予防することで、**医療費を抑える**ことができます。

メリット④ 健診結果については、保健師、管理栄養士が相談を受け、あなたに合った**食事や運動の方法を一緒に考え**ます。

◎社会保険加入の方（その扶養の方）は、保険者から発行の健診券と保険証があれば受診することができます。

がん検診を受けましょう！がんは早期発見がカギ

日本人の死因の第一位が「がん」です。国民の三人に一人ががんで亡くなっています。検診を受けて**早期発見・早期治療**が大切です。

社会保険加入の方でも、市のがん検診を受けることができます。

- 40歳以上：肺がん検診・大腸がん検診
- 胃がん検診・乳がん検診
- 20歳以上：子宮がん検診

市健康課より、令和2年度健康診断の申込み(世帯検診申込書)が各世帯に届きます。申込み内容を記入し必ず提出しましょう。

富根コミュニティセンター運営協議会厚生部会

健康診断



西根コミュニティセンターの取組

1-2 地域包括ケアシステムの構築、深化

【現状と課題】

団塊の世代が75歳以上に到達する2025年（令和7年）には、単身や高齢者のみの世帯、認知症高齢者など介護が必要な高齢者の増加が予測され、介護保険サービスの他に多様な生活支援や認知症対策が必要になります。団塊の世代の子供たちが65歳に到達する2040年（令和22年）には15歳から64歳のいわゆる生産年齢の人口が激減し、医療・介護サービスを提供する働き手の不足が予想されています。

介護保険事業は、先駆的に取り組んできた介護予防施策や施設整備等により必要なサービスを必要な人に適切に提供されていますが、介護保険を支える介護現場での人材不足は全国的に大きな問題となっており、外国人介護人材確保は緊喫の課題となっています。また、介護保険サービス事業所の老朽化した施設の大規模改修については、国や県の補助事業を活用し今後も順次実施します。

高齢になっても老人クラブや地域の活動、ボランティア活動などの社会参加を通じて健康寿命を延ばす取組を行うことで、自分自身の介護予防を推進するとともに、地域の中でお互いさまの関係を作り、介護や支援が必要な高齢者に、元気な高齢者がサービスを提供するような生活支援体制の構築が必要です。重度な介護度になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる、医療・介護・予防・住まい・生活支援がお互いに連携を取りながら一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進をしていくことが課題となっています。

在宅医療・介護連携推進については24時間対応の訪問看護ステーションが2事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が1事業所開設され、24時間体制の整備が進んできています。また、長井市西置賜郡医師会の地域在宅医療連携推進室や公立置賜総合病院医療連携室が、病棟、外来、サテライト病院、地域包括支援センター、介護事業所と連携の橋渡しを担い、連携がスムーズになってきており、多職種連携を中心に顔の見える関係づくりの構築が進んできています。

一方、がん末期、難病、身体障がいの方等在宅で医療を受けながら、自分らしい安心した在宅生活ができるよう支援してほしいというニーズが増え、医療サービスと福祉サービスが連携しながら、充実を図る必要があります。

在宅での看取りの体制については、訪問看護の24時間対応、訪問診療や往診を行っている医師を中心とした連携により対応が可能になりました。しかし、在宅での看取りや「最期をどう迎えるのか。」ということについて、本人、家族の知識が十分ではなく、一般的に浸透していない現状です。また、受け入れる側（病院や施設）も知識の習得や環境整備を行い、支援体制を整えていく必要があります。

今後、医療と介護の両方を必要とする方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を今まで以上に推進することが課題です。

【具体的施策】

- 1 介護予防の推進
- 2 高齢者の社会参加の促進
- 3 生活支援サービスの充実・強化
- 4 認知症施策の推進
- 5 在宅医療・介護連携の推進
- 6 在宅看取りへの対応と啓発
- 7 介護職員人材確保・支援事業の強化



【実施主体ごとの役割】

| 主 体 | 役 割 |
|-----|--|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の概念を普及啓発し介護予防教室の整備を行います。 ・高齢者に地域活動やボランティア、就職など多様な社会参加を促し、自身の介護予防を図り、地域での支えあいの活動の充実を図ります。 ・地域の中で、住民が主体となって介護予防や生活支援を行うことのできる体制の構築を支援します。 ・認知症サポーター養成や広報活動により、認知症への理解を図るとともに、認知症の人やその家族への支援活動を推進していきます。 ・在宅医療・介護連携を推進し、多種多様化するニーズに対応できるよう顔の見える関係作りを通し、課題解決に向けて取り組みます。 ・在宅医療や看取り、「最期をどう迎えるのか。」という自己決定支援についての普及啓発を行います。 ・介護保険事業を担う介護職員の人材確保・定着を支援します。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の集いの場や支え合いの活動を発掘・支援し、地域の支え合い活動を推進します。 ・ボランティアセンター機能を充実させ、ボランティア活動の普及・支援を推進します。 ・福祉サービスの周知に努め、住民が各関係機関に相談しやすい体制づくりに努めます。 |
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動やボランティア等に参加し介護予防に取り組みましょう。 ・住民主体による「生活支援」や「通いの場」を地域で取り組みましょう。 ・認知症に対して正しい知識を身に付け、認知症の方を地域で見守りましょう。 ・看取りや最期をどう迎えるか等、本人や家族だけでなく、自分の事として捉え、考え、行動できるよう意識を高めましょう。 |

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取組】

地域の集いの場や支え合いの活動の立ち上げ支援を推進します。また、ボランティア活動の活動者増に努めます。

| 取組項目 | 概要 |
|-----------------------|--|
| 広報・啓発活動 | 社協広報の年4回の発行やホームページによる定期的な情報発信、福祉団体への情報提供を行います。 |
| 集いの場、支えあい活動の 発掘・支援 | 小規模な集いの場やささえあい活動の立ち上げ・支援を行います。また、定期的な活動へ向けての支援・つなぎを行います。 |
| ボランティア活動の 普及・支援 | ボランティア講座やボランティア団体のネットワーク化の実施により、ボランティア登録者数の増加に努めます。 |
| 総合相談事業 | 社協での総合相談（身近な相談、生活困窮相談など）を通じて相談しやすい体制をつくり、ニーズ把握、課題解決に向け関係機関と連携して対応していきます。 |

【取組事例・活動紹介】

集いの場の支援「石塚カフェいろり」（平野地区）



「ストレッチで元気の会」
（中央地区）



支えあい活動の支援 お茶のみ訪問活動

「ボランティアグループひだまり」（伊佐沢地区）



在宅医療・介護連携の推進（長井市訪問看護ステーション）



長井市在宅医療推進協議会事業「多職種連携研修会」



1-3 地域生活を支援する障がい者福祉の充実

【現状と課題】

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、平成31年3月に「長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定しました。

地域共生社会の実現に向けて、障がいのない市民への理解促進が不可欠であり、意識啓発のため、交流の機会づくりや広報活動等の充実を図る必要があります。

障がい福祉サービス利用者の現状として、障がい者の高齢化が進んでおり、生涯にわたる支援が求められています。また、近年は日常的に医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加しています。医療、子育て支援、保健、教育、福祉等関係機関の連携を深め、自立支援協議会における協議等、より良い支援体制づくりに向けた検討を進めていきます。また、在宅の障がい者や障がい児、医療的ケア児は家族中心の介護によって支えられており、受け入れ施設等社会資源や設備、人員等の整備を関係機関と協議し推進していくことで、介護者や保護者がレスパイトケア（注）を利用しやすい環境の整備を図っていく必要があります。障がい者やその家族が孤立せず地域で生活するため、すべてのライフステージにおける支援体制が必要です。

（注）レスパイトケア…障がい者や高齢者等を介護している家族が、その介護を一時的に支援者に代わってもらうことで、介護者にリフレッシュしてもらうこと。または、そのようなサービス。

【具体的施策】

- 1 きめ細やかなサービスの提供の支援
- 2 福祉サービス事業所と地域の関わり強化
- 3 障がい及び障がい者に対する理解の促進
- 4 社会資源の拡充、整備の働きかけ

【実施主体ごとの役割】

| 主 体 | 役 割 |
|-----|--|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の自立を支援するために障がい福祉サービスとそれを補完する市の福祉サービスの充実に努めます。 ・障がい者への差別を解消するため、相談体制を整えるとともに、「長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の周知に努めます。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者とその家族の交流のため、障がい者交流活動支援事業を実施します。 ・福祉体験教室などの活動を通じ、地域でのバリアフリーへの理解促進に努めます。 |
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターなど、地域での交流を通して、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めましょう。 ・障がい者の日常生活での不便等を見つけた場合、地域や関係機関と連携し解消に努めましょう。 |

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取組】

障がいのある人の交流の場の支援、障がい・バリアフリーに関する啓発活動を進めます。

| 取組項目 | 概要 |
|---------------|--|
| 交流の場の支援 | 障がいのある人の交流の場の定期開催や交流活動を実施する団体支援を通じて交流活動を支援していきます。 ボランティア活動の参加促進により、ささえあいの地域づくりの気運醸成に努めます。 |
| バリアフリーの理解促進活動 | 福祉体験教室や研修会、バリアフリーマップなどの周知により、地域でのバリアフリーの理解促進に努めます。 |

【取組事例・活動紹介】

福祉体験教室（車イス教室）



バリアフリーマップ



1-4 地域における生活支援の充実

【現状と課題】

働きたくても働けない、住むところがないなど、生活に困りごとや不安を抱えている人に寄り添いながら支援を行うための法律(生活困窮者自立支援法)が平成27年4月に施行されました。

本市の現状として、病気や障がいにより就労することが困難なため生活保護に至るケースが増加している一方で、稼働能力を発揮できないまま生活保護に至るケースもみられます。

生活保護に至る前の段階で自立支援策の強化を図り、生活困窮者の自立へ繋げることが課題となっています。

生活保護受給世帯を含む支援を必要とする生活困窮の家庭に育つ子どものなかには、中学を卒業後進学しないことを選択するケースや、生活困窮に至る原因となっている保護者の障がい等が子どもの学習意欲を阻害しているケースなどがあります。その子が成長した後の、就職できない、就職しない等による貧困の連鎖が心配されます。

【具体的施策】

- 1 生活困窮者の自立相談支援
- 2 住宅確保給付金の支給
- 3 就労準備支援、子どもの学習支援

【実施主体ごとの役割】

| 主 体 | 役 割 |
|-----|--|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、生活困窮者の自立に向けた調整を図ります。 ・離職などにより住居を失った、または失うおそれの高い人に、就労活動を条件に一定期間家賃相当額を支給します。 ・生活困窮世帯の子どもへの学習支援を通して、子どもの明るい未来をサポートします。 ・生活保護から早期脱却を図るため、稼働能力がある人へ就労支援の強化に努めます。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者からの相談に応じ、自ら相談・援助を求めることが困難な人に対しては積極的に働きかけを行い、生活困窮者の早期把握に努めます。 ・相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 |
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守りやネットワークを通して、生活に悩みや不安を抱え、援助を必要としている人がいたら相談窓口へ繋ぎましょう。 |

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取組】

生活困窮者の相談支援窓口として、相談しやすい体制づくりと自立に向けた支援を実施します。

| 取組項目 | 概要 |
|-------------|---|
| 生活困窮者自立支援事業 | 生活困窮者の相談窓口により、早期把握と相談援助、相談者に寄り添った支援を行い、関係機関との連携により自立に向けた支援を実施します。 |

【取組事例・活動紹介】

フードバンク活動



フードバンク活動とは

フードバンク活動は、一方に余っている食べ物があり、他方で食べ物に困っている人がいて、それをつなぐ活動で、食品ロスを減らす活動であり NPO 法人を中心に様々な団体がフードバンク活動を行っています。食品メーカー、スーパー、百貨店、企業、市民の方々からのご寄附でフードバンクが運営されています。

長井市社会福祉協議会でも、フードバンク活動として食品の寄附を受け付けており、受け付けた食品は生活困窮者の相談支援窓口を通じて市内の生活にお困りの方にお渡ししたり、ボランティア活動の際に活用させていただいています。

1-5 相談、支援体制の充実と権利擁護の推進

【現状と課題】

単身高齢者の増加や高齢者のみの世帯の増加により、高齢者を取り巻く問題は複合化しており、認知症だけでなく精神疾患や各種依存症、生活困窮、ゴミ屋敷など多問題を抱える相談が増えています。また、8050問題など未就労で未婚の子と高齢者同居世帯などの問題は、高齢者が要介護状態となり表面化することがあり、解決には生活保護などの経済的支援や就労支援をはじめ、医療機関等とも連携した対応が必要となっています。

また、成年後見制度は認知症、知的障がい、その他の精神上的障がいから財産の管理や日常生活等に支障のある方たちの権利を守り、支えるための重要な手段であるにもかかわらず周知が進まない状況にあります。置賜3市5町で（仮称）置賜成年後見センター設立準備協議会の設立により、連携して成年後見制度利用促進基本計画を策定し、誰もがその人らしく暮らし続けるための、権利擁護に必要な支援が求められています。

【具体的施策】

- 1 成年後見制度の周知と啓発
- 2 成年後見制度利用支援事業の拡充
- 3 相談窓口の周知
- 4 相談支援体制の強化
- 5 関係機関との連携強化

【実施主体ごとの役割】

| 主 体 | 役 割 |
|-----|---|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する講演会等を実施し、住民にとって成年後見制度が利用しやすい制度となるよう、制度に詳しい人材の確保や個別の支援を行います。 ・相談窓口、相談体制の強化を図ります。 ・様々な問題を抱える方への支援のため、医療機関、介護保険事業者、生活保護・障がい担当課、健康担当課、子育て担当課、民生委員・児童委員などと連携を取りながら支援を行います。 ・相談対応にあたる職員のスキルアップと、他職種との連携について強化します。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮について相談や就労支援を通し、自立に向けて支援します。 ・権利擁護のネットワーク構築を推進します。 ・成年後見制度が適当と思われる方には速やかに対応します。 |
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ・困りごとがあったら、ひとりで抱え込まず関係機関に相談しましょう。 ・地域の中で困っている方に対し、行政等の関係機関を紹介しましょう。 ・成年後見制度の講演会に参加するなど、制度の理解に努めましょう。 |

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取組】

生活困窮者の相談支援及び福祉サービスの利用援助等による権利擁護の取組を進めていきます。

| 取組項目 | 概要 |
|---------------------|---|
| 生活困窮者自立支援事業 (再掲) | 生活困窮者の相談窓口により、早期把握と相談援助、相談者に寄り添った支援を行い、関係機関との連携により自立に向けた支援を実施します。 |
| 福祉サービス利用援助事業 | 認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等に対して、福祉サービスの相談援助や日常的な金銭管理などの支援を行い、関係機関との連携により権利擁護に取り組んでいきます。 |

【取組事例・活動紹介】

長井市社会福祉協議会主催「各種相談員研修会」



1-6 地域ぐるみの防災体制の充実

【現状と課題】

近年発生した大地震、豪雨災害の教訓を活かし、地方自治体では防災行政無線や防災ラジオの整備のほか、ハザードマップの作成や実践的な防災訓練の実施などソフト面の対策も進めています。本市でもコミュニティFM局を活用した防災ラジオ、屋外拡声装置の整備を行い、災害発生時に住民に対し迅速な緊急情報・避難情報の伝達を行うことが可能となりました。

一方、平成26年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が自治体に義務付けられ、避難行動要支援者の避難支援を進めていくことが求められ、本市でも避難行動要支援者の支援制度を策定し、名簿の作成、避難支援等関係者への情報提供、要支援者ごとの個別計画の策定を進めているところです。この避難行動要支援者の支援では避難行動要支援者一人ひとりの避難支援者を確保することが課題となり、解決のためには自主防災組織や民生委員など、地域で活動する方々の協力が不可欠です。

【具体的施策】

- 1 避難行動要支援者の避難行動支援制度の促進
- 2 地域防災力の中心となる自主防災組織への支援

【実施主体ごとの役割】

| 主 体 | 役 割 |
|-----|---|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の支援制度を推進します。 ・避難勧告等の適切な発令と迅速かつ確実な住民への情報伝達を行います。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の支援における避難支援等関係者として市の制度推進に協力します。 |
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の支援における制度の普及や個別計画策定に協力しましょう。 ・自主防災組織等による研修や訓練等に参加しましょう。 ・避難行動要支援者の安否確認等を支援しましょう。 |

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取組】

避難行動要支援者の避難行動支援制度の理解促進に協力していきます。

| 取組項目 | 概要 |
|-------------|----------------------------------|
| 広報・啓発活動（再掲） | 避難行動要支援者の避難行動支援制度の理解促進に協力していきます。 |

【取組事例・活動紹介】

館町南地区自主防災会の防災訓練



身体障害者福祉協会カフェ「防災についての研修」



基本目標 2

安心して子どもを産み育て、

子どもが健やかに成長できるまちづくり

2-1 安心して産み育てられる環境づくり

【現状と課題】

長井市で子どもを産みたい・育てたいと思えるような環境を整えていくためには、出産や子育てに関する不安感や負担感を軽減し、妊娠・出産・子育て支援までの切れ目のない支援体制の充実が必要です。特に行政とのつながりが希薄になりやすい時期における相談体制の充実や、子育て関連情報の内容充実・発信方法の改善、身近な地域での親同士の交流機会の充実が求められています。

晩婚・晩産化や育児体験の減少などから、妊娠・出産期の母体は身体的、精神的に不安定になりがちです。そのため、産前産後のサポートを充実するとともに、母子の愛着形成や父親への育児支援も視野にいたした支援が必要です。

また、母子の健康保持・増進や発達支援を積極的に着実に図っていくために、健診や生活・食習慣に関する的確な情報提供などを行うことが必要です。

【具体的施策】

- 1 妊娠期からの切れ目のない支援
- 2 子育て支援サービスの充実

【実施主体ごとの役割】

| 主 体 | 役 割 |
|-----|---|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・子育て支援に至る切れ目のない支援体制の充実を図ります。 ・保護者のニーズを把握し、子育てや保育等に関する相談業務や専門スタッフによる施設の入退所手続きやあっせん、施設間との連絡調整を適切に行っていきます。 ・子育て関連事業の充実を図り、適時情報発信を行います。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ・市関係機関と情報共有を図り、相談窓口の一役を担います。 ・子育て相談や養育のアドバイスなど、様々な子育て支援の実施を行います。 |
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもは地域の宝です。住民の持つ豊富な知識や術を子育てに悩む保護者に伝えていくよう努めましょう。 |

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取組】

利用者の方からの身近な相談窓口として、関係機関と連携し相談対応していきます。

| 取組項目 | 概要 |
|------|--|
| 保育相談 | はなぞの保育園の運営、致芳、伊佐沢、豊田、平野児童センターの指定管理者として、利用者の方からの身近な相談先として、相談対応・関係機関との連携により、安心して子育てができる環境づくりに貢献していきます。 |

【取組事例・活動紹介】

はなぞの保育園



入所定員 120 名（4 ヶ月～5 歳児）



2-2 次世代を担う子どもたちの教育・保育の充実

【現状と課題】

未就学児の数は減少傾向にありますが、幼児教育・保育事業、地域子ども子育て支援事業に対するニーズは増えています。また、幼児期の教育環境の充実は、保育と質の高い教育を総合的に提供する環境づくりや幼稚園・保育園・小学校・中学校の学びの連携が必要です。

多様化する保護者の就労形態に対応するため、一時保育や延長保育などの多様な保育サービスの提供や、保護者の子育てに関する閉塞感を解消する短期的な支援、子育て中の積極的な社会参加を可能にする保育サービス等の充実が求められています。

放課後の子どもたちの良好な生活環境の場を確保するため、学童クラブの環境改善を進め、夏休み期間中の受け入れや開所時間の延長など柔軟な運営や活動内容の充実、子どもの利用を促進する環境づくりが必要です。

子どもの豊かな心を育むため、行政や学校、地域が連携して遊び場や学習・体験の機会を充実することが求められています。

【具体的施策】

- 1 質の高い幼児教育・保育の提供
- 2 多様な保育サービスの充実
- 3 生きる力を育む学校教育環境の充実
- 4 放課後児童の居場所づくり
- 5 子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実

【実施主体ごとの役割】

| 主 体 | 役 割 |
|-----|--|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子育て安心プラン」に基づいた施設整備を推進し保育士の確保に努めます。 ・放課後子ども教室と学童クラブが連携した放課後子ども活動の充実を図ります。 ・「世界を相手に挑戦できる子ども」を育てる教育に取り組みます。 ・保護者の多様なニーズに対応するため、一時預かりやファミリーサポートセンター、病児・病後児保育事業の充実を図ります。 ・図書館と併設した一時預かりや育児相談、屋内遊戯施設などの機能を有する「子育て世代活動支援センター」を整備し、「遊び」や「学び」を通して、子どもと親のつながりや子ども同士、親同士の交流を図ります。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育ニーズの把握による独自のサービスの提供に努めます。 ・質の高い幼児教育・保育の提供及び質の高い学童クラブの運営に努めます。 |
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターを中心に地域住民主体の放課後の居場所づくりの構築に努めましょう。 |

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取組】

保育の質の向上と保育ニーズへの対応に努めます。

| 取組項目 | 概要 |
|--------|--|
| 病児保育事業 | 市の委託事業により病気となった子どもの受入れを行い、保育ニーズに対応していきます。 |
| 保育事業 | はなぞの保育園の運営、致芳、伊佐沢、豊田、平野児童センターの指定管理者として、関係機関と連携し保育、学童保育のサービスの質の向上に努めます。 |

【取組事例・活動紹介】

はなぞの保育園病児保育施設「みつばちルーム」



定員 1日3名まで
 対象児童 生後6ヶ月から
 小学校3年生まで

2-3 子育てに安心とゆとりをもてる支援

【現状と課題】

安心して子どもを産み育てるには、子育て世代への経済的支援は重要な支援策となっており、子育て世代から負担の軽減を求める声もあり、少子化対策においても有効な施策として充実する必要があります。

特別な支援が必要な子どもに対して、子ども一人ひとりの状況に対応した支援の充実や、将来自立ができる一貫した支援体制の構築が必要です。

児童虐待やいじめ問題の深刻化は、子どもの健全な成長を大きく妨げます。子どもや子育て家庭が社会から孤立することがないように、関係機関と連携を密にしながら虐待防止対策や早期発見を図るとともに、相談体制の強化が必要です。

ひとり親家庭については生活の安定を図るため、経済的支援に加え、母子家庭などを対象とした自立に向けた支援が必要です。また、経済的支援を必要とする世帯やひとり親世帯などは、子どもの貧困の発生するリスクも高くなっています。

【具体的施策】

- 1 障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援
- 2 子どもの権利擁護や児童虐待対策
- 3 ひとり親世帯、子どもの貧困家庭への支援
- 4 子育て世代の経済的負担の軽減

【実施主体ごとの役割】

| 主 体 | 役 割 |
|-----|--|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内関係課と連携・情報共有を図り適切な支援を行います。 ・ 要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待の早期発見・未然防止を図ります。 ・ ワンストップサービスによる子育て情報の提供や相談等を行います。 ・ 多子世帯や低所得世帯の負担軽減事業に取り組みます。 ・ ひとり親等世帯の自立に向けたサポート体制の充実を図ります。 ・ 家庭児童相談室の相談業務の充実を図ります。 ・ 子どもの貧困について、実態を的確に把握し、有効な支援策を検討し実施します。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援に係る住民主体の活動を専門職の立場から支援します。 ・ 子ども食堂などを通し、支援が必要な家庭への支援の充実を図ります。 |
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の民生委員・児童委員等の協力を得ながら、見守り活動を強化し地域で子育てをする意識が高まるよう努めましょう。 |

【市社会福祉協議会（地域福祉活動計画）の取組】

子ども食堂などの地域活動が市内でもいくつか立ち上っており、継続した支援に努めます。

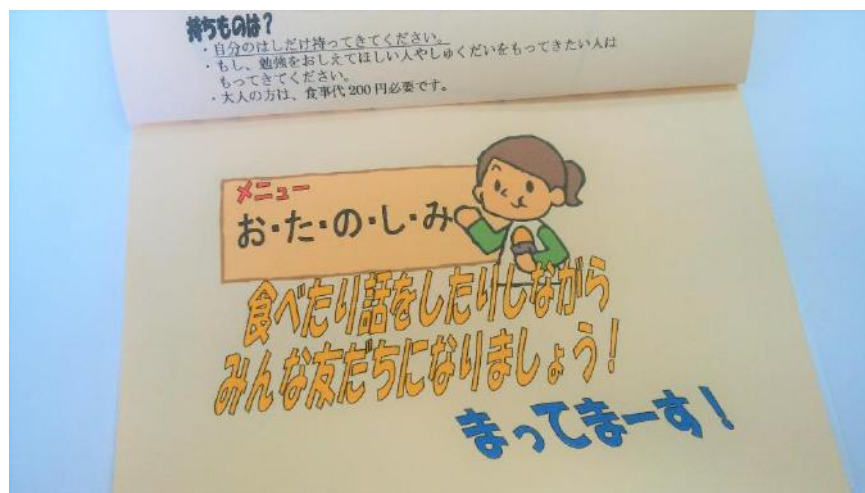
| 取組項目 | 概要 |
|-------------|--|
| 地域の子育て活動の支援 | 子ども食堂などの地域での子育て支援活動の立ち上げや継続にむけ、関係機関とのつなぎや情報提供、専門的アドバイスにより支援していきます。 |

【取組事例・活動紹介】

子ども食堂「虹のひろば」



子ども食堂「あずま〜る キッズ」



2-4 地域で子育てを支えるまちづくり

【現状と課題】

子どもを交通事故や犯罪から守り、地域の中で安全に生活や遊びができるよう、地域一丸となった見守りや支援の体制を強化するとともに、子どもへの指導も必要です。

地域において、子育て家庭を支える人材の育成や積極的に支援に関わる機会を創出し、子育て家庭が参加できる環境づくりが必要です。

ワーク・ライフ・バランスの観点から、全国的に働き方の見直しが進められていますが、依然として母親の子育てに関する負担の改善には至っておらず、今後も企業等の協力を含め、周囲の意識改善や仕事と子育てが両立できる環境づくりが重要です。

【具体的施策】

- 1 子どもが安全で過ごせる環境づくり
- 2 子育て家庭を応援する地域づくり
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

【実施主体ごとの役割】

| 主 体 | 役 割 |
|-----|--|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の交流機会の拡充を図ります。 ・保育所等の遊具や設備、児童公園等の遊具などの安全点検や改修等の検討を行います。 ・コミュニティセンター単位の交流の促進を図ります。 ・子育て世帯の多様なニーズに対する保育所等の対応の検討を行います。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と園児との定期的な交流を図りながら、更なる連携を図ります。 |
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事などへ積極的に関わりを持ち、参加の促進に努めましょう。 ・学校や園と連携しながら、地域の子どもたちの見守りに努めましょう。 |

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取組】

地域と保育所等の施設との交流活動を推進します。

| 取組項目 | 概要 |
|---------|-------------------------------|
| 地域交流の推進 | 園、児童センターと地域との交流活動を継続拡大していきます。 |

【取組事例・活動紹介】

絵本読み聞かせ活動「あじさい会」（致芳児童センター）



基本目標3 我が事・丸ごとの地域づくり

3-1 未来へと命をつなぐ地域づくり

【現状と課題】

地域でのつながりの希薄化が進み、困難を抱えた人が孤立してしまうような状況があります。特に疾病、障がい、多重債務、ひきこもり、高齢者の介護と子育てのダブルケア（注）等の問題は、生活困窮に陥りやすく、誰にも相談できないままに抱え込み、虐待や精神疾患、自殺などを引き起こすリスクとなります。また、このような場合には、本人・家族から支援を拒否されることが多く、適切な支援に結びつかないという現状があります。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、障害者虐待防止センターを設置していますが、虐待防止の周知・啓発、関係職員の資質向上、効果的な連携協力体制の充実に努めていく必要があります。

行政だけではなく、民生委員・児童委員等の地域のネットワークや見守りを活用しながら早期からの支援に努める必要があります。また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や地域の多様な主体が「他人事」ではなく「我が事」として考えられる地域づくりを様々な分野と連携しながら推進して行くことが課題です。

（注）ダブルケア…子育てと介護を同時に担うことで、晩婚化、出産年齢の高齢化、少子高齢化による課題と言われ、兄弟姉妹が少なく、親戚との関係も薄れている状況から、介護を分担できず1人で抱え込んでしまうケースが増えている。

【具体的施策】

- 1 虐待防止の周知と啓発
- 2 ひきこもりやダブルケア世帯等への困難課題への連携
- 3 誰でも行ける居場所づくりの推進

【実施主体ごとの役割】

| 主 体 | 役 割 |
|-----|--|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民の虐待防止に対する意識の向上を図るために広報活動を行います。 ・ひきこもりやダブルケア、虐待などリスクの高いケース等の多様な問題の解決のため、関係機関との連携を図ります。 ・地域での支えあい活動の必要性について周知していきます。 ・福祉型小さな拠点を整備し、誰でも気軽に集え情報交換・相談が行える場の構築を支援します。 ・ミニデイサービスの活性化を図ります。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域での支えあい活動、交流の場づくりを推進します。 ・困難を抱えた人たちの問題解決のため関係機関と連携します。 |

| | |
|-----|--|
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員などが中心となり、困難を抱えた人たちを地域で見守りましょう。 ・普段から地域内での交流を図り、児童や高齢者の虐待、DV等の兆候に気付いたら、いち早く必要な機関の支援につなぎましょう。 ・地域の交流の場として、居場所づくりに取り組みましょう。 ・居場所（通いの場）に参加し、他者と交流を図りましょう。 |
|-----|--|

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取組】

地域の福祉活動にたずさわる人材の育成に努めます。

地域の集いの場や支え合いの活動の立上げ支援を推進します。

ボランティア活動の活動者増に努めます。

| 取組項目 | 概 要 |
|-----------------------|--|
| 地域福祉活動研修 | 地域福祉活動に関する専門的な研修の定期実施により地域で福祉活動にたずさわる人材の育成、地域福祉活動団体支援に努めます。 |
| 集いの場、支えあい活動の発掘・支援（再掲） | ささえあい事業により、小規模な集いの場やささえあい活動の立上げ・支援を行います。また、定期的な活動実施へ向けての支援・つなぎを行います。 |
| ボランティア活動の普及・支援（再掲） | ボランティア講座やボランティア団体のネットワーク化の実施により、ボランティア活動と地域ニーズをつなぎ、課題解決にむけ取り組んでいきます。 |

【取組事例・活動紹介】

ボランティア活動の普及・支援 「除雪ボランティア活動」



3-2 地域による「共助」の充実

【現状と課題】

人口減少により、いわゆる生産年齢層が減少し、これまで家族の中で解決できたことができなくなったり、単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、日常生活に何らかの支援を必要とする高齢者の増加が予測されます。運転免許証の返還により、買い物や通院などの手段に困り、それにより社会参加が制限され、生活に不自由さを感じる高齢者の増加や、除雪困難世帯の増加などが予測されるなど、地域住民の生活環境は大きく変化しています。

子育て世代を支援し、住民主体の放課後の居場所づくりの構築等、地域で子どもを育てる地域づくりが求められています。地域のつながり、人と人とのつながりは仕掛けないとできない時代だからこそ、地域を笑顔でつなぐ取組が必要です。

この課題に対応するため、市内全6地区で「地域づくり計画」を策定し、地区コミュニティセンターを核とした地区住民主体の地域づくりをスタートさせており、それぞれの「地域づくり計画」に基づいた地域づくりを推進し、「共助」の充実を図ります。

【具体的施策】

- 1 各地区の「地域づくり計画」に基づいた地域活動の充実
- 2 魅力ある地域づくり推進事業
- 3 コミュニティセンター運営事業
- 4 買い物支援推進事業
- 5 支え合いの除雪支援事業

【実施主体ごとの役割】

| 主 体 | 役 割 |
|-----|---|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地区が実施する地域づくり計画に基づく事業の円滑な実施を支援します。 ・コミュニティセンターの運営に必要な情報の提供、助言を通し、魅力ある地域づくりを支援します。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地区の地域福祉活動の取組への協力・サポート・情報提供を充実します。 |
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり計画に基づいた、地域福祉、地域防災などの活動に取り組みましょう。 ・住民主体の除雪体制の整備、買い物支援など、コミュニティセンターを中心に、地域に合った支援に取り組みましょう。 |

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取組】

各地区での地域福祉活動への情報提供・活動支援に努めます。

| 取組項目 | 概要 |
|------------|--|
| 福祉活動拠点への支援 | 各地区の要請により地域福祉拠点の活動や新たな地域福祉活動の立上げ、運営に対し、福祉サービスや活用できるメニューの情報提供、福祉活動の支援を行います。 |

【取組事例・活動紹介】

平野コミュニティセンター

「知っててよかった。ゼロから学ぶ介護ホケン」講習会



3-3 いのちを守る地域づくり

【現状と課題】

我が国の自殺者数は、平成10年に急増して以来、毎年3万人を超える深刻な状況が続き、自殺対策強化のため、平成18年に「自殺対策基本法」が制定されました。

その結果、自殺者数の年次推移が減少傾向にあるなど着実に成果を上げていますが、依然として、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡者数）は主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み重なっています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年、自殺対策基本法が改正されました。

自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

長井市の自殺者数は、平成21年～30年の10年間で75人、平均すると年間7.5人となりますが、最近5年間では27人で年平均5.4人となり、減少傾向にあります。

ただし、年によってばらつきが見られますので、引き続き、各種関係機関との連携を強化し、自殺の原因・動機として多い健康面を中心とした相談体制の充実と支援体制の整備を進める必要があります。

【具体的施策】

- 1 自殺対策計画
- 2 対面相談の実施
- 3 専用回線による電話相談の実施
- 4 ゲートキーパー養成研修会の実施

【実施主体ごとの役割】

| 主 体 | 役 割 |
|-----|--|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士、司法書士、社会保険労務士、人権擁護委員、消費生活相談員等による対面相談を実施します。 ・ 健康相談、高齢者相談、家庭児童相談、教育相談を実施します。 ・ 置賜保健所と連携し、自殺の原因・動機として多い健康面を中心として相談体制の充実と支援体制の整備を進めます。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談事業の中で情報提供、関係機関との連携に努めます。 |
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲートキーパー養成研修などに参加し、他人事と考えず取り組みましょう。 ・ 困りごとがあった場合、ひとりで抱え込まず、関係機関に相談しましょう。 |

【地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の取組】

各相談機関との連携による相談対応を継続していきます。

| 取組項目 | 概 要 |
|------------|---|
| 総合相談事業（再掲） | 社会福祉協議会での総合相談（身近な相談、生活困窮相談など）を通じて各相談機関と連携した相談対応を行います。 |

【取組事例・活動紹介】

ゲートキーパー研修会



「ゲートキーパー」とは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩める人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を凶ることができる人のことで、言わば「命の門番」と位置付けられる人のことです。

「自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）」においては、9つの当面の重点施策の1つとしてゲートキーパーの養成を掲げ、かかりつけの医師を始め、教職員、保健師、看護師、ケアマネジャー、民生委員、児童委員など関連するあらゆる分野の人材にゲートキーパーとなっていただけるよう研修を行うことが規定されています。



第5章 いのち支える自殺対策計画

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に急増し、毎年3万人を超える状況が続きました。

平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は減少傾向が見られ、着実な成果を上げています。

しかし、依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、自殺死亡率(人口10万人対の自殺者数)は主要先進7か国で最も高いなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

このような中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

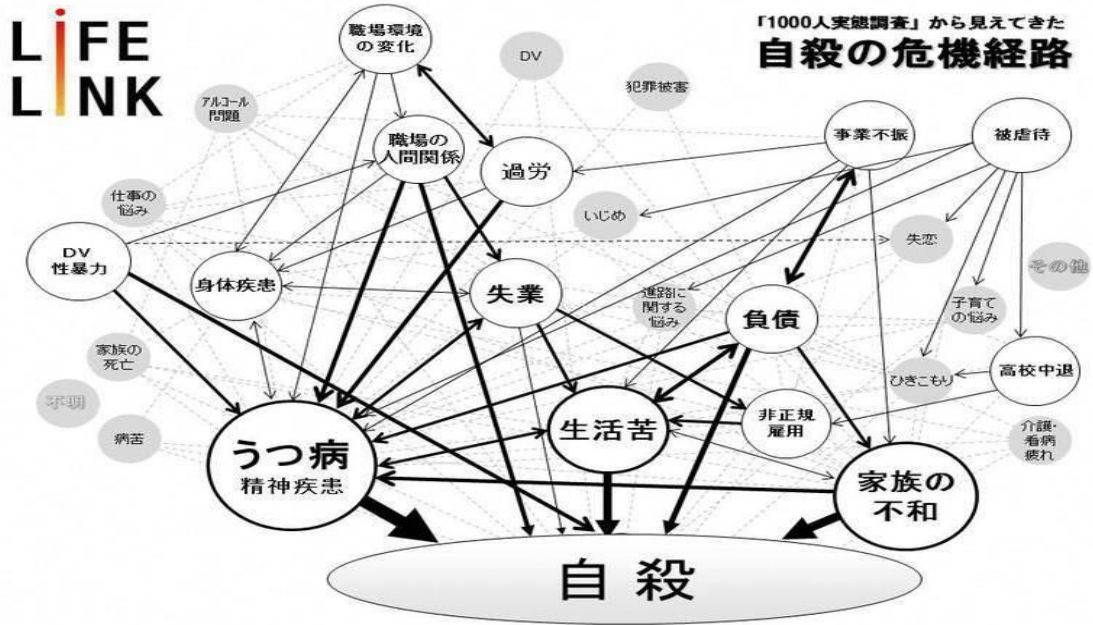
① 自殺はその多くが追い込まれた末の死

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけではなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの経済的・社会的要因があることが知られ、自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢を考えられない状態に陥ってしまうと見ることができます。

また、自殺を図った人の多くが、心理的に追い詰められた結果、うつ病やアルコール依存症などの精神疾患を発症しており、正常な判断を行うことができないことが明らかになっています。

これらのことから、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができ、自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こりうる危機」とも言えます。



出典:自殺実態白書 2013 (NPO 法人ライフリンク)

※この図中の○印の大きさは要因の発生頻度を表しており、大きいほど頻度が高いことを示します。また、矢印の太さは、要因と要因との連鎖の因果関係の強さを表し、太いほど関係が強いことを示します。この実態調査から、自殺に至るまで、平均すると4つの要因を抱えていることが明らかになりました。

② 自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題

失業、倒産、多重債務などの社会的な要因は制度や慣行の見直し、相談、支援体制の整備等により、健康や家庭問題の要因は専門家への相談により、うつ病等の精神疾患は適切な治療などに結びつけることにより、多くの自殺を防ぐことができます。

このように、自殺対策は社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度レベル」それぞれにおいて強力にかつ総合的に推進させることが重要です。

③ 自殺を考えている人は、悩みながらもサインを発している

たとえ自殺を考えていても、その意志が固まっている人はまれであり、多くの場合、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で死の瞬間まで激しく揺れ動き、不眠や原因不明の体調不良など、自殺のサインを発していることが多いとされています。

このようなサインに周囲の人が気づくことが、自殺予防につながると認識する必要があります。

これらの背景を踏まえ、生きることの支援としての自殺対策を関係機関等が一体となって推進するため、本計画を策定しました。

本計画の実行を通して『誰も自殺に追い込まれることのない長井市』の実現を目指します。

（２） 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国が定めた「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、同法第13条2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。「第五次長井市総合計画」を上位計画として、関連する法律や、「いのち支える山形県自殺対策計画」「長井市地域福祉計画」「長井市健康増進計画」「長井市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」「長井市障がい者福祉計画」「長井市子ども・子育て支援事業計画」等と整合を図ります。

（３） 計画の期間

国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直しが行われることを踏まえ、本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

ただし、本市の状況、国や山形県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

（４） 計画の数値目標

計画策定の趣旨で述べたとおり、『誰も自殺に追い込まれることのない長井市』を目指して取り組むにあたり、具体的な数値目標を定め、計画の評価や検証をしていく必要があります。

自殺総合対策大綱では、自殺対策の数値目標として「平成38（2026）年までに自殺死亡率*を平成27年と比べて30%以上減少させ、13.0以下とする」と定めています。

本市においては年による自殺死亡率のばらつきが大きいことを勘案し、令和2（2020）年から令和6（2024）年までの平均が、平成25年から29年までの自殺死亡率の平均値（24.0）と比べて20%以上の減少を目指すこととします。

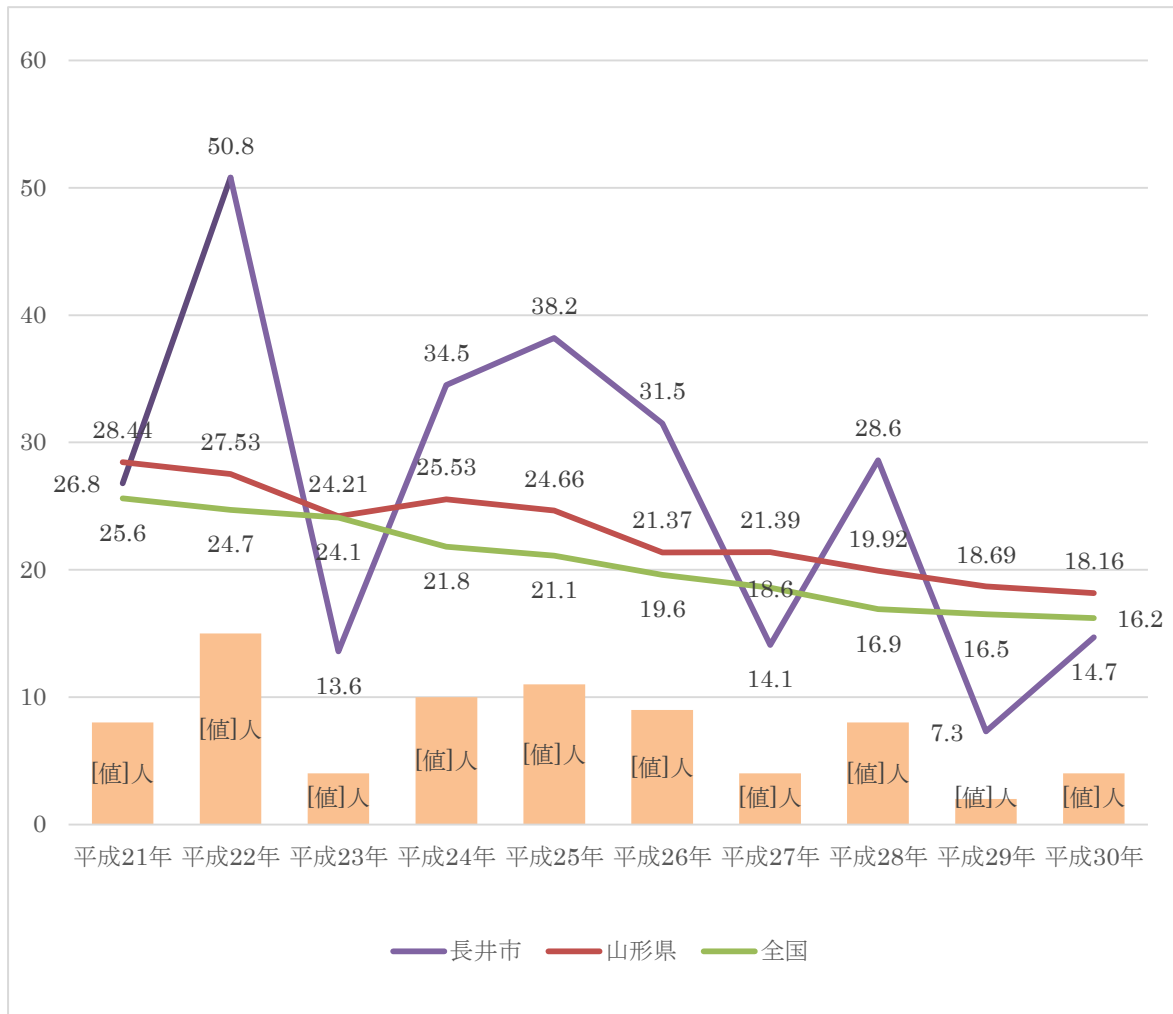
| | 【現状】 平成25（2013）年～ 平成29（2017）年の平均 (B) | 令和2（2020）年～ 令和6（2024）年の平均 (C) |
|--------|---|-------------------------------------|
| 自殺死亡率* | 24.0以下 | 19.2以下 |

* 人口10万人対の自殺者数

※ 本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、2025年には24,396人になると見込まれています。目標を達成するためには、自殺者数は4人以下となる必要があります。

2 本市における自殺の現状と課題

(1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

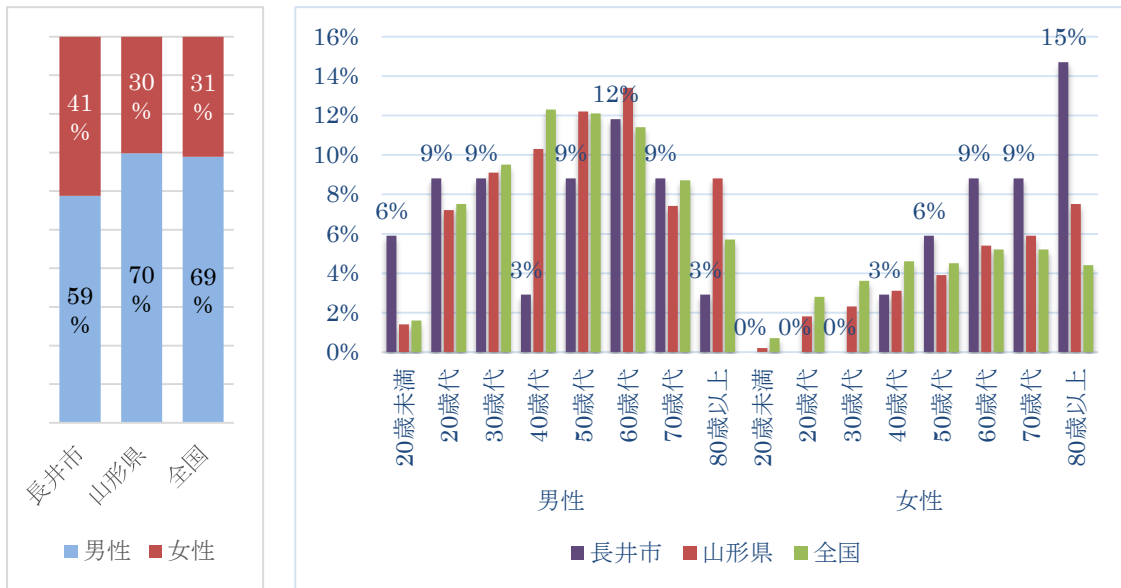


地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

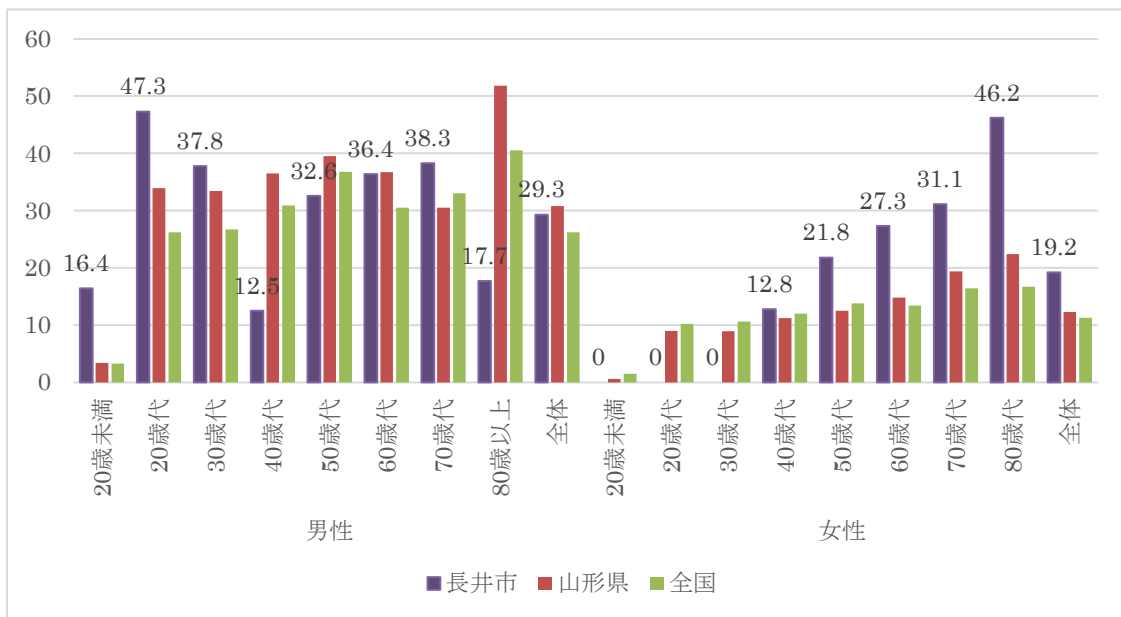
平成21年から平成30年までの自殺者数の合計は75人で、平均すると年間7.5人ですが、平成26年から平成30年までの近年5年間の自殺者数の合計は27人で、平均すると年間5.4人です。年によってばらつきが見られるため、今後も動向に注意する必要がありますが、全国や山形県と同様、減少傾向が見られます。

(2) 性・年代別 (自殺統計(自殺日・住居地、平成25～29年合計))

① 自殺者数割合



② 自殺率 (10万対)



性別でみると、男性が約6割、女性が約4割と、山形県、全国と同様に男性の方が高い傾向ですが、女性については、割合、自殺率ともに、山形県、全国よりも高くなっています。

また、男性の自殺率は、山形県、全国と比べ、20歳代が高く、80歳以上が低くなっています。

(3) 有職者の内訳 (特別集計(自殺日・住居地、H25~29 合計))

| 職業 | 自殺者数 | 割合 | 全国割合 |
|-----------|------|--------|--------|
| 自営業・家族従業者 | 0 | 0.0% | 20.3% |
| 被雇用者・勤め人 | 8 | 100.0% | 79.7% |
| 合計 | 8 | 100.0% | 100.0% |

※ 性・年齢・同居の有無の不詳を除く。

(4) 60歳以上の状況 (特別集計(自殺日・住居地、H25~29 合計))

| 性別 | 年齢階級 | 同居人の有無 (人数) | | 同居人の有無 (割合) | | 全国割合 | |
|----|-------|----------------|----|----------------|------|-------|-------|
| | | あり | なし | あり | なし | あり | なし |
| 男性 | 60歳代 | 4 | 0 | 21.1% | 0.0% | 17.1% | 10.8% |
| | 70歳代 | 3 | 0 | 15.8% | 0.0% | 15.1% | 6.3% |
| | 80歳以上 | 1 | 0 | 5.3% | 0.0% | 10.4% | 3.6% |
| 女性 | 60歳代 | 3 | 0 | 15.8% | 0.0% | 9.7% | 3.2% |
| | 70歳代 | 3 | 0 | 15.8% | 0.0% | 9.1% | 3.8% |
| | 80歳以上 | 5 | 0 | 26.3% | 0.0% | 7.4% | 3.5% |
| 合計 | | 19 | | 100% | | 100% | |



(5) 本市の自殺の主な特徴

平成25年から29年までの5年間で見ると、自殺者数は、60歳以上・無職・同居の男女で、全体の5割を超えています。

また、20～39歳・有職・同居の男性も約1割を占めています。

地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H25～29合計））

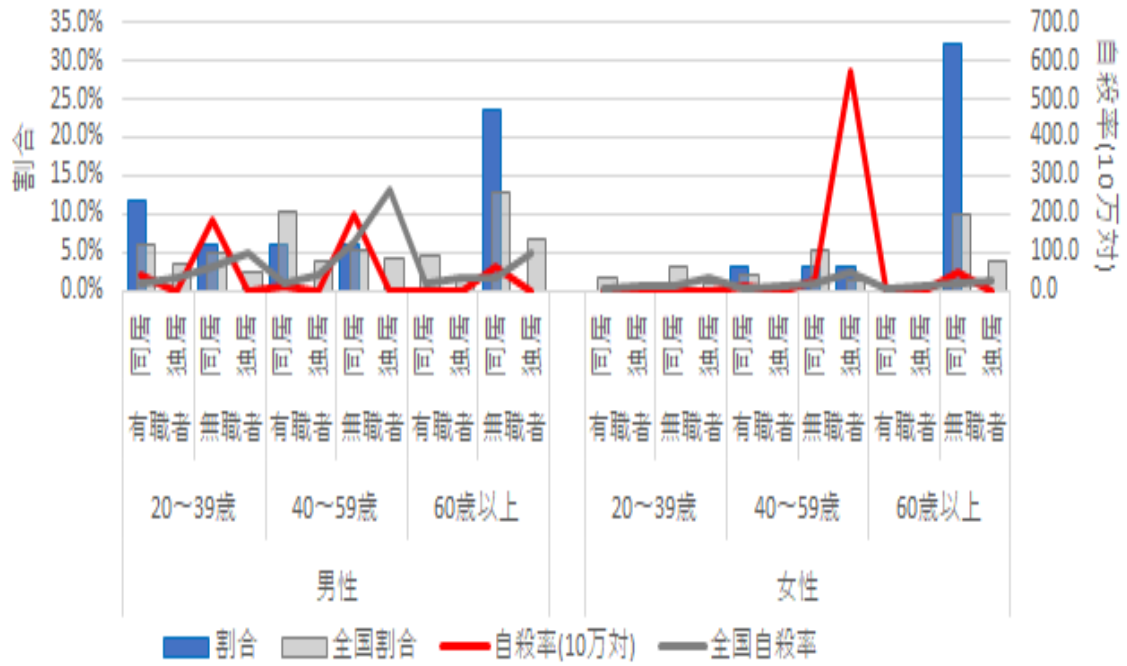
| 上位5区分 | 自殺者数 5年計 | 割合 | 自殺死亡率* (10万対) | 背景にある主な自殺の危機経路** |
|---------------------|-------------|-------|------------------|--|
| 1位: 女性60歳以上無職同居 | 11 | 32.4% | 49.9 | 身体疾患→病苦 →うつ状態→自殺 |
| 2位: 男性60歳以上無職同居 | 8 | 23.5% | 64.8 | 失業(退職)→ 生活苦+介護の悩み(疲れ)+身 体疾患→自殺 |
| 3位: 男性20～39歳有職同居 | 4 | 11.8% | 37.6 | 職場の人間関係/仕事の悩み (ブラック企業) →パワハラ+過労 →うつ状態→自殺 |
| 4位: 男性40～59歳無職同居 | 2 | 5.9% | 199.9 | 失業→生活苦 →借金+家族間の不和 →うつ状態→自殺 |
| 5位: 男性20～39歳無職同居 | 2 | 5.9% | 182.3 | ①【30代その他無職】 ひきこもり+家族間の不和 →孤立→自殺 ②【20代学生】 就職失敗→将来悲観 →うつ状態→自殺 |

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

(特別集計(自殺日・住居地、H25～29 合計))



出典 ((2) ～ (5) : 地域自殺実態プロフィール【2018】(JSSC))



3 自殺対策の基本理念と基本的な方向性

(1) 基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない長井市の実現」

これまで個人の問題とされていた自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景に様々な社会的な要因があることが知られており、自殺対策は、社会的な取組として実施されなければなりません。それは、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることであり、誰も自殺に追い込まれることのない長井市の実現を目指します。

(2) 基本方針

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、本市では次の5点を自殺対策における「基本方針」とします。

① 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まるとされています。

そのため、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

② 関連施策との有機的な連携により総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、いじめ、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開していきます。連携の効果をさらに高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、国で掲げる地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、包括的なサービスを受けられるようにすることが重要です。

③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応よりもさらに前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされます。

④ 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は周囲の人には理解されにくいのが実情です。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、関係機関等との連携を図りながら精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

⑤ 各関係機関等の役割を明確化してその連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していくことが必要です。この地域社会で暮らす私たちみんなが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

4 自殺対策の施策

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされている5つの「基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえた4つの「重点施策」で構成し、地域と支え合いながら進めていきます。

- | | |
|------|---|
| 基本施策 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域におけるネットワークの強化 (2) 自殺対策を支える人材の育成 (3) 住民への啓発と周知 (4) 生きることの促進要因への支援 (5) 児童生徒のSOSの出し方等に関する教育の推進 |
| 重点施策 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者に対する対策 (2) 生活困窮者に対する対策 (3) 子ども・若者に対する対策 (4) 勤務・経営における対策 |

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策は、保健、医療、福祉、労働その他様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。連携の効果を更に高め、「生きることの包括的な支援」を実施するため、効果的なネットワークの構築を図ります。

- ・ 庁内各部署との事業の共有と連携により、自殺対策に横断的に取り組み、庁内ネットワークの強化を図ります。加えて、庁内外の関係機関や各種団体等とも連携を強化し、市単独では困難な事業や課題の解決に取り組みます。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。より多くの市民や関係者が早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

- ・ 庁内外の関係機関や住民を対象に、心のサポーター（ゲートキーパー）養成研修会を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援に繋げたり、見守ったりできる人材を増やします。

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行います。

また、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

- ・ 市広報誌、ホームページ、フェイスブック等を活用し、自殺予防に係る啓発を行うとともに、相談窓口や相談日の日程を周知します。
- ・ 自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせ、自殺対策関連誌を活用して自殺対策に係る正しい情報や知識の普及を行います。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

基本理念に掲げたとおり、自殺対策においては「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが重要です。こうした点を踏まえて、市では「生きることの促進要因」の強化につながる様々な取組を推進します。

- ・ 健康相談や、生活困窮者、高齢者、障がい者に対する相談、家庭児童相談を実施します。
- ・ 弁護士相談、司法書士相談、人権相談、消費生活相談などの専門家による相談を通じ、悩みや問題の解決に向けた支援を行います。
- ・ 専用の回線による電話相談を実施し、悩みを抱える人にとって相談しやすい相談体制をとります。

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方等に関する教育の推進

児童生徒が命の大切さを実感できる教育に加え、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康の保持に関わる教育を推進し、児童生徒の生きることの促進要因を増やすための環境づくりを進めます。

- ・ 人権擁護委員と連携し、児童生徒に、いのちの大切さや尊さ、優しさと思いやりの心について学んでもらう人権教室を実施します。
- ・ 教育相談を実施し、児童生徒やその保護者の、学校生活などでの不安や心配事の解決に向けた支援を行います。

重点施策1 高齢者に対する対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムや地域福祉力の強化などの施策と連動した事業の展開を図る必要があります。

高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが重要なため、行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての取組の推進を図ります。

- 《主な取組》
- ・ 心のサポーター（ゲートキーパー）養成
 - ・ 介護予防教室
 - ・ 生活支援サービス事業
 - ・ 認知症施策
 - ・ 心の健康相談、消費生活相談などの相談事業

重点施策2 生活困窮者に対する対策

生活困窮者の背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、介護、多重債務、労働など多様な問題を複合的に抱えることが多く、自殺リスクの高い傾向にあります。生活困窮者支援対策として、関係機関が連携しながら包括的な生きる支援を図っていきます。

- 《主な取組》
- ・ 心のサポーター（ゲートキーパー）養成
 - ・ 心の健康相談、弁護士相談、消費生活相談などの相談事業
 - ・ 生活困窮者自立支援事業
 - ・ 就労準備支援事業
 - ・ 生活福祉資金事業
 - ・ ひきこもりやダブルケア世帯等の困難課題解決への連携

重点施策3 子ども・若者に対する対策

子ども・若者が抱える悩みは多様で、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、些細な出来事に対しても傷つきやすく、自殺のリスクが高まる可能性があります。それぞれの生活の場に応じた対応が必要であるため、教育機関等と連携して生きることの促進要因の増加を図ります。

- 《主な取組》
- ・ 心の健康相談、家庭児童相談、教育相談などの相談事業
 - ・ 障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援
 - ・ 子どもの権利擁護や児童虐待対策
 - ・ 母子・父子・ひとり親世帯への支援
 - ・ 子育て世代の経済的負担の軽減

重点施策4 勤務・経営における対策

勤務問題による自殺の背景には、仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れがある中で、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るようにする「働き方改革」が国を挙げて推進されています。単に職域や各事業所での対策だけでなく、行政や地域の業界団体の役割も重要であるため、関係機関等と協働して勤務問題による自殺リスクの低減に向けた取組を推進します。

- 《主な取組》
- ・ 心のサポーター（ゲートキーパー）養成
 - ・ 心の健康相談、弁護士相談、社会保険労務士相談などの相談事業
 - ・ 雇用対策事業

5 自殺対策における推進体制

自殺対策は、庁内だけでなく、庁内外の関係機関の連携が不可欠です。年に1回、施策の進捗状況や課題について評価・点検し、その結果に応じて事業・取組を適宜改善しながら、自殺対策の推進体制を強化していきます。

《評価指標》

| 評価項目 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和6年度) |
|-------------------------------|----------------|----------------|
| 弁護士などの専門家による対面相談 実施回数 | 各1回/月 | 継続 |
| 専用回線による電話相談体制 | 通年 | 継続 |
| 心のサポーター（ゲートキーパー）養成研修会 実施回数 | 1回 | 3回以上/年 |
| 市広報誌、ホームページによる啓発 | 0回 | 3回以上/年 |





【参考】

長井市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉の総合的な推進を図る長井市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、長井市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉施設等関係者
- (2) 保健福祉又は医療関係者
- (3) 福祉関係の地域団体関係者
- (4) 民生委員児童委員の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉あんしん課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

長井市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(令和元年度)

| NO | 氏 名 | 役 職 名 | |
|----|-------|----------------------|------|
| 1 | 樋口 正通 | 長井市社会福祉協議会 会長 | 委員長 |
| 2 | 梅津 宏明 | 社会福祉法人長井弘徳会 理事長 | |
| 3 | 松橋 昭夫 | 長井市西置賜郡医師会 理事 | |
| 4 | 五十嵐 繁 | 長井市老人クラブ連合会 会長 | |
| 5 | 渡部 嘉子 | 長井市地域自立支援協議会 会長 | |
| 6 | 石山 泰子 | 長井市子ども・子育て会議 会長 | |
| 7 | 安部 郁子 | 長井市保育研究会 会長 | |
| 8 | 青木 修次 | 長井市民生委員児童委員協議会連合会 会長 | 副委員長 |
| 9 | 神田 忠正 | 長井市地区長連合会 会長 | |
| 10 | 衣袋 慶三 | 長井市中学校長会 会長 | |

(敬称略)

会議経過

| 年 月 日 | 実 施 内 容 |
|----------------------------|--|
| 令和元年7月23日(火) | 第1回事務局会 |
| 令和元年7月31日(水) | 第1回WG会議 |
| 令和元年8月20日(火) | 第2回WG会議 |
| 令和元年8月27日(火) | 第2回事務局会 |
| 令和元年9月20日(金) | 第1回第3期地域福祉計画策定委員会 委嘱状交付 ・地域福祉計画について ・地域福祉計画と地域福祉活動計画、自殺対策計画について ・第3期計策定スケジュールについて ・第3期計画策定に向けた課題の整理について ・第3期計画の体系について 等 |
| 令和元年10月9日(水) | 第3回事務局会 |
| 令和元年10月28日(月) | 第4回事務局会 |
| 令和元年11月6日(水) | 第2回第3期地域福祉計画策定委員会 ・第3期計画(概要版)について ・第3期計画(案)について 等 |
| 令和元年11月14日(木) | 第3回WG会議 |
| 令和元年12月2日(月) ～12月27日(金) | パブリックコメント (ホームページ及び広報ながい掲載) ※意見はありませんでした。 |
| 令和2年1月16日(木) | 第4回WG会議 |
| 令和2年1月22日(水) | 第5回事務局会 |
| 令和2年2月5日(水) | 第3回第3期地域福祉計画策定委員会 ・第3期計画(案)について 等 |

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画、いのち支える自殺対策計画

長井市福祉あんしん課

〒993-8601 長井市ままの上5番1号 ☎0238-87-0686

長井市社会福祉協議会

〒993-0011 長井市館町北6番19号 ☎0238-88-3711

